

# 中央区男女共同参画行動計画 2018（仮称）

素案



# 目次

I	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の目的	1
2	計画策定の背景	2
	（1）国の動き	
	（2）東京都の動き	
	（3）中央区の動き	
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	4
5	基本理念と目指す方向	5
6	基本目標	6
7	計画の体系	7
II	基本目標と取り組むべき課題	8
	基本目標1 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕	8
	1-1 働く場における女性の活躍推進	8
	1-2 女性の就労支援	8
	1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援	8
	1-4 子育てや介護に対する支援の充実	8
	1-5 生活の場への男性の参画促進	8
	基本目標2 男女平等を阻む暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕	9
	2-1 セクシュアル・ハラスメントなどの防止	9
	2-2 配偶者等からの暴力の防止に関する意識啓発	9
	2-3 配偶者等からの暴力被害者の支援	9
	基本目標3 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成	10
	3-1 男女平等の意識啓発	10
	3-2 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実	10
	3-3 男女の生涯にわたる健康支援	10
	3-4 ひとり親家庭などへの支援	10
	基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進	11
	4-1 政策・方針決定過程における女性の参画促進	11
	4-2 地域活動における男女共同参画の促進	11
	4-3 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	11
	基本目標5 男女共同参画の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用	12
	5-1 地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成	12
	5-2 女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携	12

- Ⅲ 計画の推進に向けて . . . . .
- 1 推進体制の充実
- 2 区民、NPO など・事業所との協働による計画の推進
- 3 区職員に対する男女共同参画の理解徹底
- 4 国、東京都との連携 . . . . .

# I 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

本区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 25（2013）年 3 月に「中央区男女共同参画行動計画 2013」を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。

行動計画策定から 5 年経ち、社会情勢の変化などにより生じた新たな課題への取り組みが求められています。本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後 5 年間の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画 2018」（本計画）を策定しました。

## 2 計画策定の背景

### （1）国の動き

国は、平成 11（1999）年、少子高齢化や国内経済の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女共同参画社会の実現は緊要な課題であり、日本の社会を決定する最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

「男女共同参画社会基本法」の制定から 15 年が経過した平成 27（2015）年には、「第 4 次男女共同参画基本計画」（第 4 次基本計画）を策定しました。第 4 次基本計画は、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」を改めて強調すべき点とし、実効性のあるアクションプランとするため、具体的な数値目標や期限を掲げています。

法律の制定・改正状況をみると、平成 25（2013）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。）に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

平成 26（2014）年には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定され、私的に撮影された性的な画像などを、撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制しています。

平成 27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が 10 年間の時限立法として制定され、平成 28（2016）年 4 月に全面施行されました。この法律は、国・地方公共団体および従業員数が 301 人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握

---

や課題の分析、情報公表、事業主行動計画の策定を義務付けています（従業員数が300人以下の民間事業主は、努力義務）。

平成28（2016）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が改正され、事業主に対し妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。同年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行なう労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）も改正され、介護休業の分割取得や介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大が図られました。また、事業主に対し妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。

さらに、平成12（2000）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）は改正が重ねられ、被害者から拒まれているにもかかわらず、連続して電子メールを送信することに加え、平成28（2016）年には、SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ることなどが新たな規制対象となりました。

## （2）東京都の動き

平成12（2000）年に制定した「東京都男女平等参画基本条例」に基づく行動計画として平成14（2002）年に「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。平成18（2006）年にはDV防止法に基づく行動計画として「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、これまで両計画の改定を重ねてきました。

平成28（2016）年には全国の自治体で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定し、白書では、女性の活躍を確実にするために取り組むべき3つの課題と東京都に変革をもたらすための取り組みの方向性をまとめています。

平成29（2017）年には、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

この計画は、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画で構成され、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度までの5カ年を計画期間としています。

この計画において、「東京都女性活躍推進計画」では「働く場における女性の活躍」、「女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現」、「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」という3領域、「東京都配偶者暴力対策基本計画」では「配偶者暴力対策」、「男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策」という2領域が設けられています。

また、この計画における重点課題として、「働く場における女性に対する積

極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を掲げています。

### （３）中央区の動き

本区では、平成 5（1993）年に、男女共同参画社会の推進に向けた活動拠点として女性センター「ブーケ 21」を開設し、女性団体の育成や活動を支援するとともに、女性団体等と連携しながら男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

平成 13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成 15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、今後の計画事業等の取り組みの方向性などについて意見・助言を受けています。

その後、社会環境や区政を取り巻く状況の変化に対応するとともに、国や東京都の計画との整合性を踏まえた計画とするため、平成 20（2008）年、平成 25（2013）年に同委員会へ諮問し、答申を踏まえて改定してきました。

これまで、平成 25（2013 年）に改定した現行計画である「中央区男女共同参画行動計画 2013」に基づき、さまざまな施策を展開してきました。

近年、本区では定住人口が平成 10（1998）年以降増加に転じ、平成 29（2017）年 1 月 13 日には 15 万人を突破し、一時は 500 人台だった年間出生数も 2,000 人を超え、本区は一層活気にあふれたまちとなりました。

このような状況を踏まえ、今後、区が活力を維持し続け、成長していくためには、地域社会をはじめとしたあらゆる場面で性別を問わずすべての区民が活躍し、能力を存分に発揮することにより、自己実現を図ることができる社会の構築が不可欠になっています。

---

### 3 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた中央区の取り組みを示す総合的指針です。
  - ☆本区の特性を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策の基本方針と進捗を管理する事業を示します。
  - ☆行政だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。
  - ☆社会経済情勢の変化に伴い適宜見直しを行い、改善を図ります。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
- (3) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画を包含します。
- (4) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「区市町村推進計画」を包含します。

### 4 計画の期間

平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5カ年とします。

## 5 基本理念と目指す方向

本計画の基本理念と、目指す方向を次のとおり設定します。

### 計画の基本理念

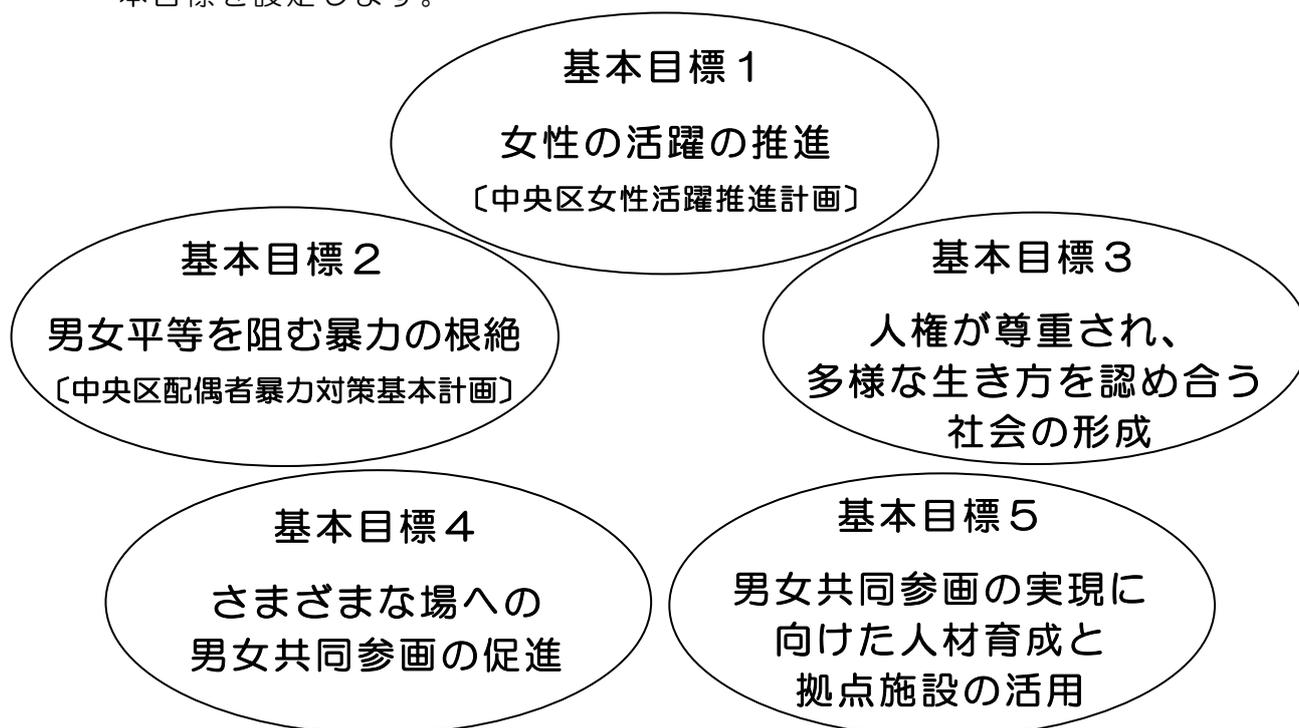
**男女一人一人の人権と個性が尊重され、  
みんなが能力を発揮し、活躍できる地域社会の実現**

### 目指す方向

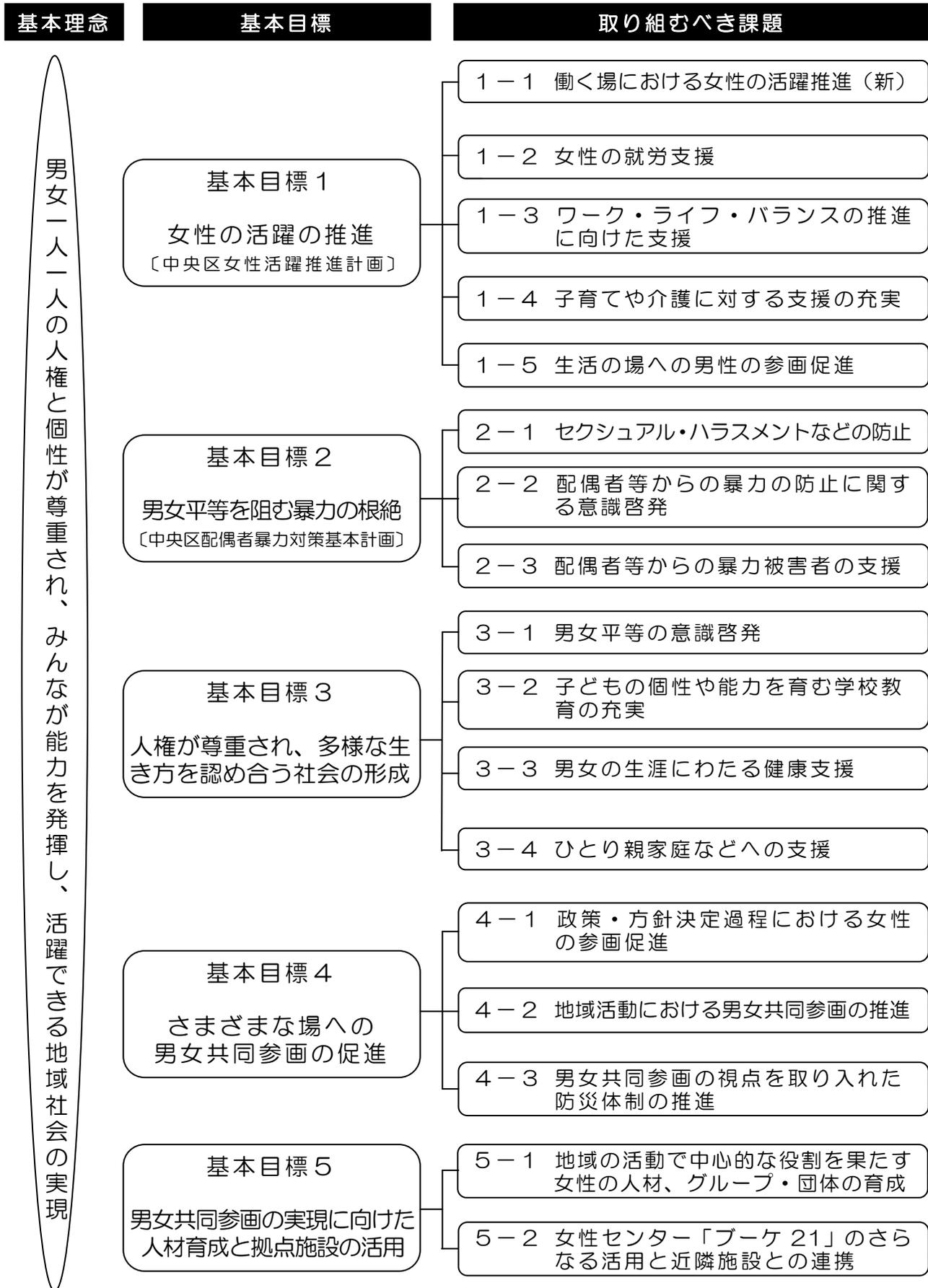
- 全ての区民が性別にとらわれることなく、自分の意思で生き方を選択し、働く場でも活躍できる社会を目指します。
- 男女平等を阻む、あらゆる暴力の根絶を目指します。
- 全ての区民の人権と個性が尊重される社会を目指します。
- 男女が共にさまざまな場面で、生き生きと参画できる社会を目指します。
- 男女共同参画を推進するための人材を育成するなど体制を整備します。

## 6 基本目標

本計画では、基本理念と目指す方向を実現していくため、次に示す5つの基本目標を設定します。



## 7 計画の体系



施策

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--

--



## Ⅱ 基本目標と取り組むべき課題

本計画では、計画の基本理念と5つの基本目標に基づいて、取り組むべき課題を設定し、これに沿って具体的な施策・事業を実施していきます。

### 基本目標1 女性の活躍の推進

#### 〔中央区女性活躍推進計画〕

女性活躍推進法では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが重要であるとされています。

しかし、働く場においては、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心型の労働慣行などが依然として根付いており、仕事と子育て・介護を両立して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、生活の場においても、男性の家事・育児・介護への参画が必ずしも十分ではないなどの理由により、女性の負担が多くなる傾向が見られます。

このような状況の中、区民が仕事と子育て・介護の選択を迫られることなく、多様な働き方を柔軟に活用し、能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現を目指すことが求められています。

そのため、本区では「働く場における女性の活躍推進」、「女性の就労支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」、「子育てや介護に対する支援の充実」、「生活の場への男性の参画促進」に取り組むべき課題としました。

#### 「女性が働くことに対する考え」の変化

(%)

	件数	女性は働かない方がよい	結婚するまでは、働く方がよい	子どもができるまでは、働く方がよい	子どもの有無にかかわらず、働く方がよい	子どもができれば働くことをやめ、子どもが成長したら再び働く方がよい	その他	わからない	無回答
平成28年調査	N=724	0.4	2.2	3.5	44.2	25.6	11.9	6.8	5.5
平成24年調査	N=739	0.8	3.8	6.9	39.8	28.4	11.6	6.2	2.4

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

## 1-1 働く場における女性の活躍推進

### ■現状

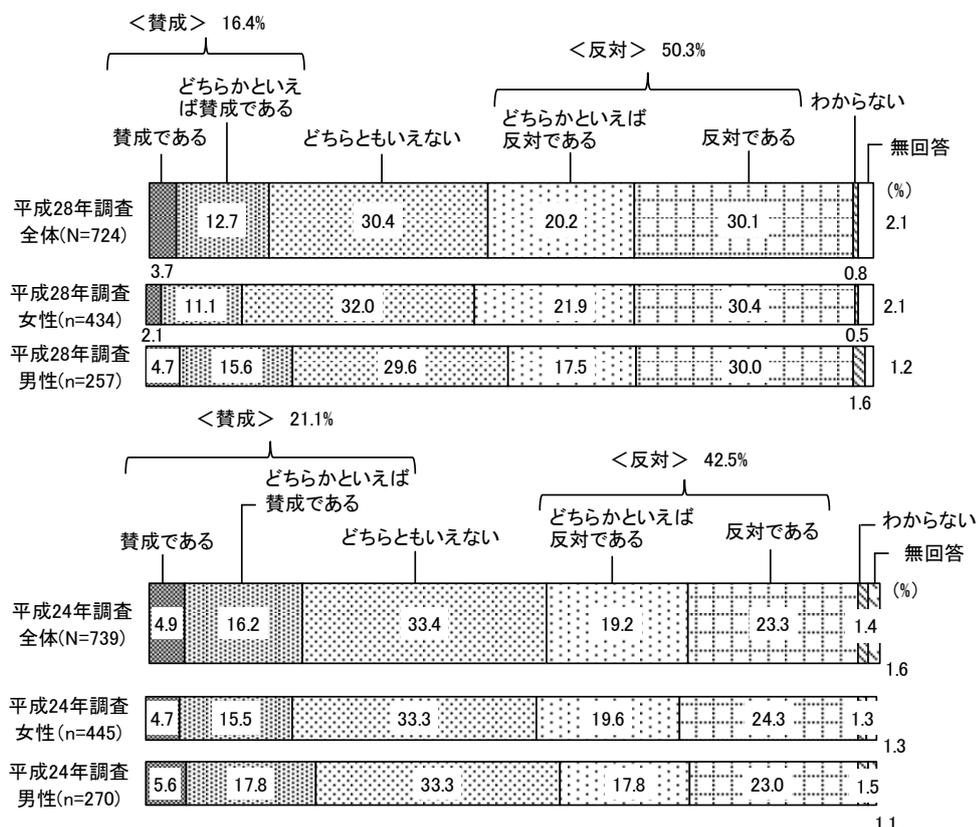
「男性は仕事、女性は家庭」など性別によって役割を固定する考え方を「固定的な性別役割分担意識」といいます。女性の活躍を阻害している要因には、こうした固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見などがあると考えられています。

本区では「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（区アンケート）を実施し、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をどう思うかたずねています。平成28年調査では、50.3%の人が＜反対＞と考えています。平成24年調査と比べると＜反対＞が増えており、固定的な役割分担意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ強く残っています。

また、働く場における男女間格差や男性中心型の労働慣行は、個性と能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景の一つとなっています。

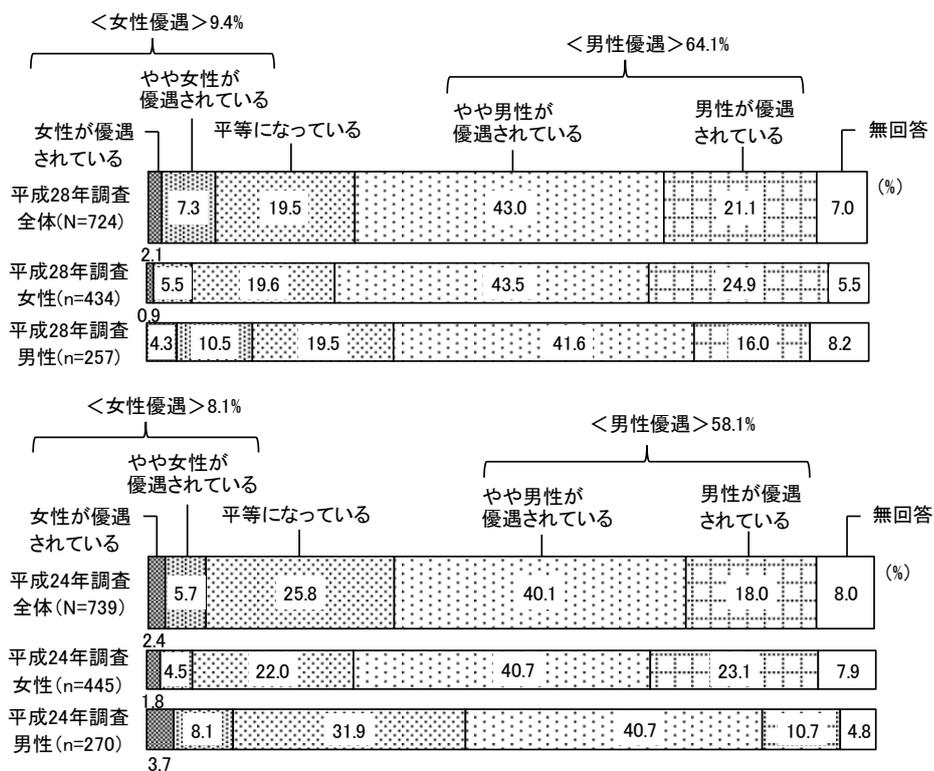
区アンケートによれば、「各分野における男女の地位の平等感」の項目のうち、職場における男女の地位の平等感は、＜男性優遇＞と感じている人は、平成28年調査では64.1%で、平成24年調査と比べると増えており、働く場においては、いまだ男性優位の状況があるといえます。

図表1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について  
(平成28年調査・平成24年調査：全体、性別)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

図表2 各分野における男女の地位の平等感（職場では）  
（平成28年調査・平成24年調査：全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

## ■ 取り組むべき課題

働く場において女性が活躍しやすい環境づくりを進めるには、これまで以上に、いまだに根強く残っている固定的な性別役割分担意識の解消を図る必要があります。

また、職場における男女の地位の平等感は〈男性優遇〉と考えている人が多いことから、職場における男女間格差を是正する必要があります。

さらに、女性も男性も働きやすい職場づくりを推進するために、長時間労働の削減や、働き方の見直しを進めていく必要があります。

## ■ 施策の方向（例）

- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発
- ・ 職場における男女間格差を是正するためのポジティブ・アクションの導入に向けた、企業への働きかけ
- ・ 長時間労働の削減や多様な働き方を柔軟に選択でき、女性も男性も働きやすい職場づくりの推進

## ■ 施策（例：行動計画2013より）

1-1-(1) 働きやすい職場づくりに役立つ情報の提供		
子育て・介護をしながら働く人への配慮など、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供します。	進捗管理事業	所管課
	区内事業所向けの情報提供	総務課
	就労者向けセミナーの実施	総務課
1-1-(2)		
	進捗管理事業	所管課

1-2 女性の就労支援

■現状

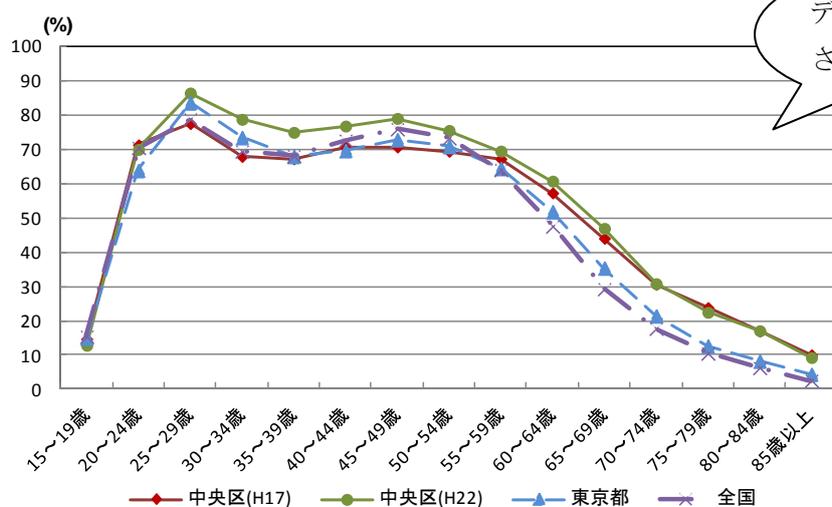
女性のキャリア形成に目を向けてみると、女性が生涯を通じたキャリアプランを描く機会は必ずしも十分ではないといわれています。

女性は、結婚・出産などで仕事を中断し、子育てが一段落してから再び働くことが多いため、年齢階級別労働力率を見ると、30代後半から40代前半がその前後の年代に比べて低い、M字型カーブを描きます。本区においても、年齢階級別労働力率はM字型カーブを描いていますが、平成17年から平成22年の変化をみると、20代後半から50代後半の労働力率は上昇し、女性の有業率が増加傾向にあります。

区アンケートによれば、女性が働くことに対する考えは、「子どもの有無にかかわらず、働く方が良い」が4割を超え最も多く、「子どもができたなら働くことをやめ、子どもが成長したら再び働く方がよい」が2割を超えて続いています。また、現在働いていない30代、40代の女性のうち、87.5%、55.6%が「働きたい」と回答しています。

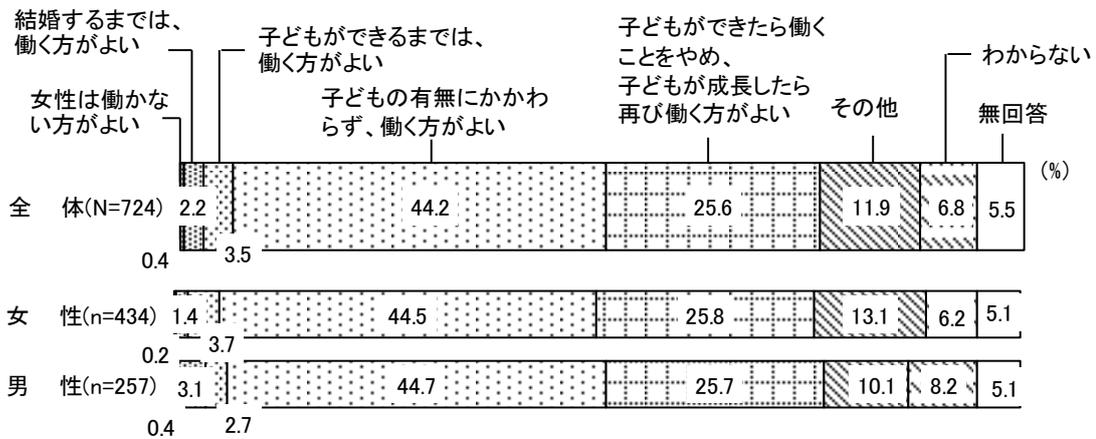
また、区アンケートでは、再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うことや女性が離職せず同じ職場で働き続けるために必要なことについてもたずねています。再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うことは、「再就職や起業を目指す人に対する子育て支援、保育サービス等の充実」が最も多く、女性が離職せず同じ職場で働き続けるために必要なことは、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が最も多くなっています。

図表1 女性の年齢階級別労働力率（中央区、東京都、全国）



資料：国勢調査（平成17年、平成22年）

図表2 女性が働くことに対する考え（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

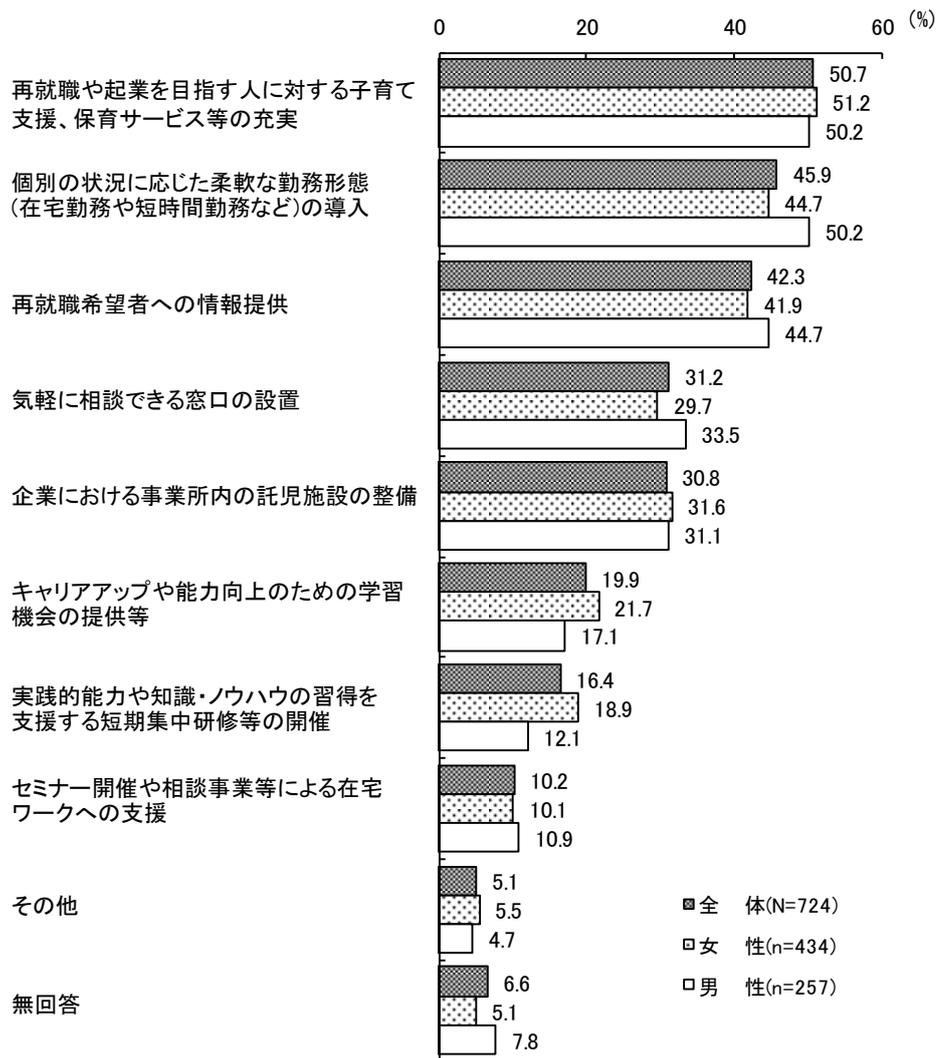
図表3 就労の意向（全体、性別、性・年代別）

<現在働いていない人>

		[上段:実数、下段:%]				
		働きたい	働きたくない	わからない	無回答	
全	体 (n=165)	47	61	43	14	
		28.5	37.0	26.1	8.5	
性別	女性 (n=112)	38	36	29	9	
		33.9	32.1	25.9	8.0	
	男性 (n=43)	7	21	11	4	
		16.3	48.8	25.6	9.3	
性・年代別	女性	20代 (n=6)	3	2	0	1
			50.0	33.3	0.0	16.7
		30代 (n=16)	14	0	2	0
			87.5	0.0	12.5	0.0
		40代 (n=18)	10	3	5	0
			55.6	16.7	27.8	0.0
		50代 (n=8)	2	3	3	0
			25.0	37.5	37.5	0.0
	60代 (n=21)	4	9	8	0	
		19.0	42.9	38.1	0.0	
	70代 (n=30)	3	16	7	4	
		10.0	53.3	23.3	13.3	
	80代以上 (n=13)	2	3	4	4	
		15.4	23.1	30.8	30.8	
男性	20代 (n=3)	3	0	0	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	
	30代 (n=0)	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	
	40代 (n=1)	1	0	0	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	
	50代 (n=1)	0	0	1	0	
		0.0	0.0	100.0	0.0	
60代 (n=8)	0	5	3	0		
	0.0	62.5	37.5	0.0		
70代 (n=15)	3	9	3	0		
	20.0	60.0	20.0	0.0		
80代以上 (n=15)	0	7	4	4		
	0.0	46.7	26.7	26.7		

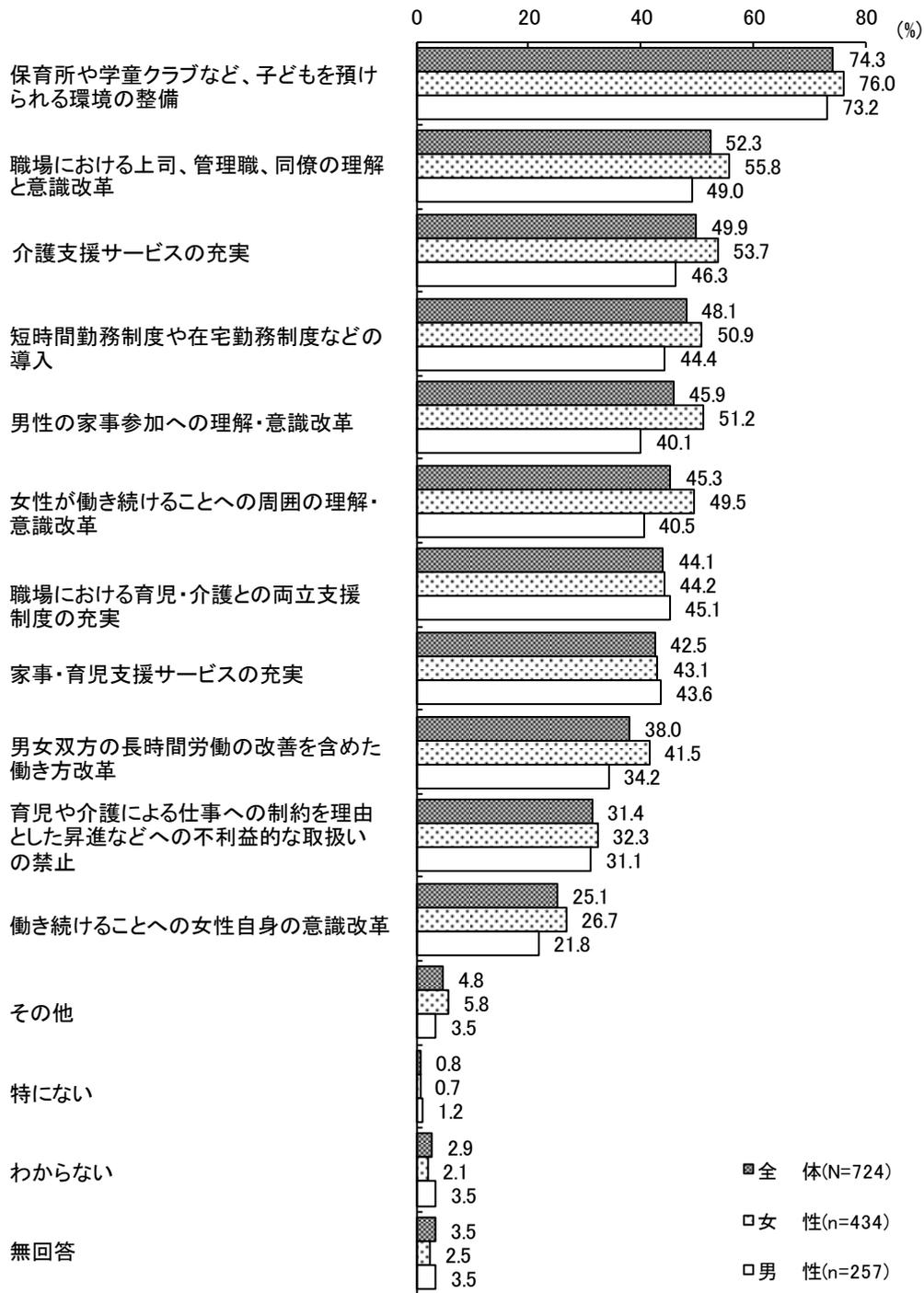
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表4 再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表5 女性が離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこと  
(全体、性別：複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

## ■取り組むべき課題

子育て・介護等を理由にした離職者が意欲と能力を生かして仕事の場に復帰できるように再就職や起業・創業を促進するなどの支援が必要です。

子育て・介護等を理由にした離職者の再就職を支援するため、対象者が利用しやすいように配慮しながら、再就職に向けた講習等を実施し、きめ細かい再就職支援をする必要があります。

起業に関心のある女性に対して必要な情報を提供し、起業意欲の向上を図り、起業や創業を希望する女性に、起業家との交流の場を設けるなどの支援をする必要があります。

また、女性が働きやすい就業環境の整備を推進するよう事業所の取り組みを支援する必要があります。

そして、女性が自らの意思に基づき多様なチャレンジができるよう、キャリア形成を支援する必要があります。

## ■施策の方向（例）

- ・再就職、起業・創業を目指す女性への支援
- ・企業に対する女性活躍推進の働きかけ
- ・女性のキャリア形成の支援

■施策（例：行動計画2013より）

<b>1-2-(1) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援</b>		
女性の再就職に向けた相談、学習機会等の充実を図ります。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	就労支援講座の充実（再掲）	総務課
	就労相談会の充実（再掲）	総務課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施	商工観光課
<b>1-2-(2) 女性の能力発揮に向けた就労支援</b>		
女性が能力を発揮し、経済社会で活躍することを支援します。また、事業者に対して女性の活用を働きかけます。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	事業者に対するセミナーの実施	総務課
	起業家塾の開催	商工観光課
	地域雇用問題連絡会議の開催	商工観光課
<b>1-2-(3)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

### 1-3 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援

#### ■現状

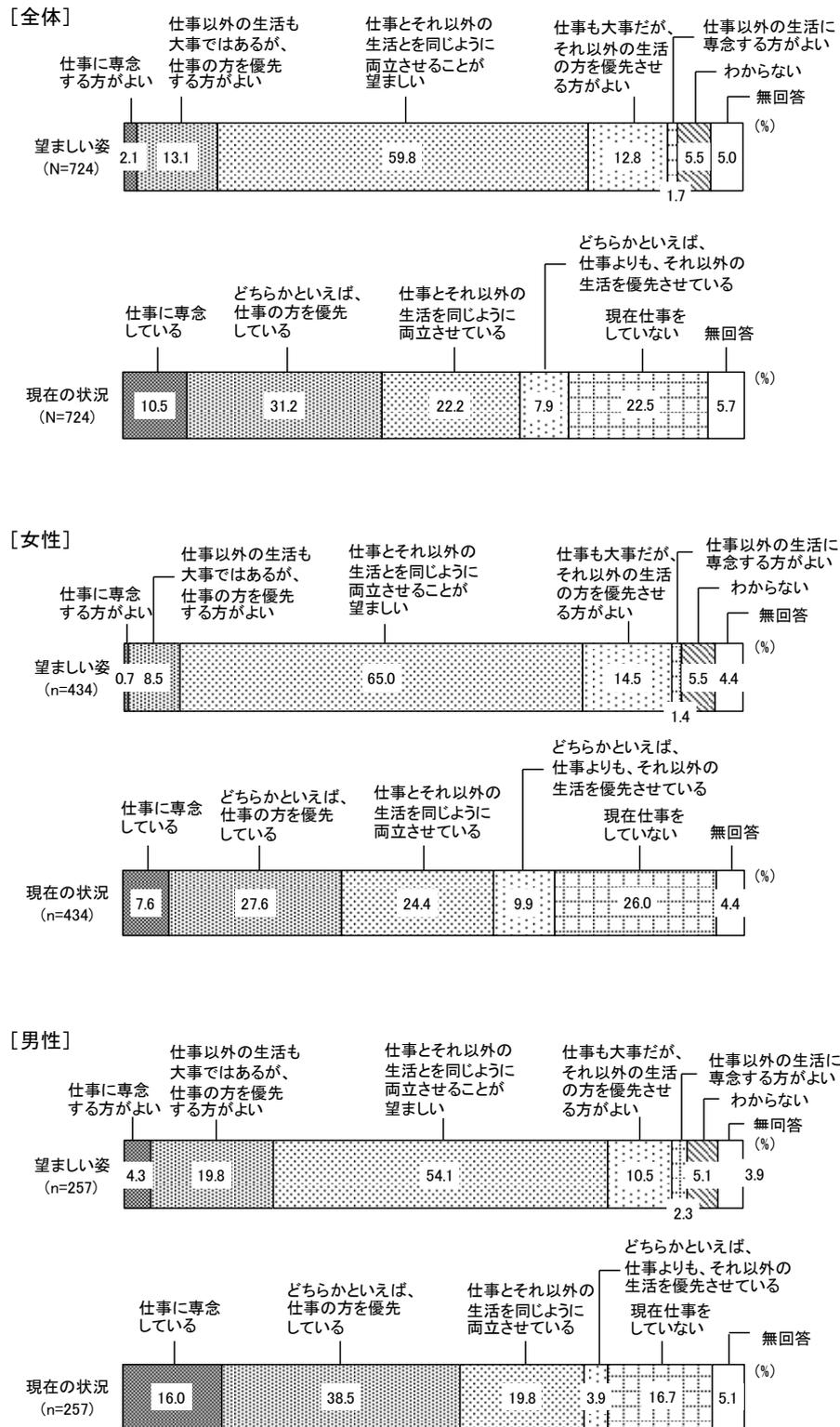
誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、各人の生き方や、人生の段階に応じて、多様な働き方を選択し、仕事とそれ以外の生活の調和を図ることが重要です。

区アンケートでは、ワーク・ライフ・バランスの望ましい姿と現在の状況についてたずねています。望ましい姿として「仕事とそれ以外の生活とを同じように両立させることが望ましい」と考えている人が女性では65.0%、男性では54.1%と最も多くなっています。

しかし、現在の状況として「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させている」人は女性では24.4%、男性では19.8%となっており、ワーク・ライフ・バランスの達成ができていません。

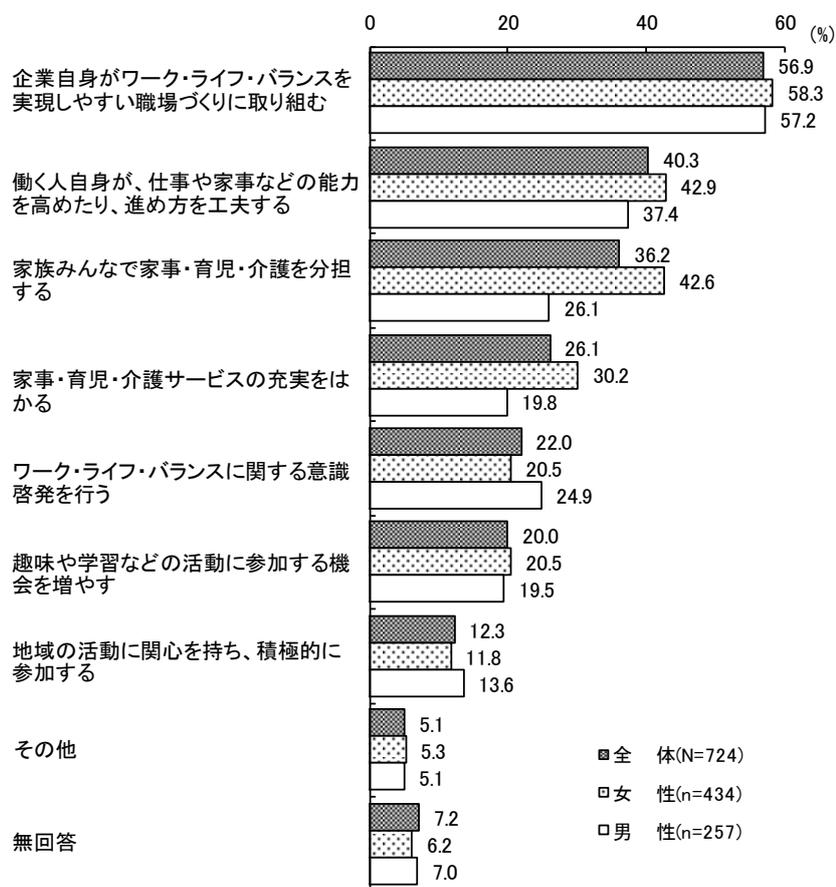
また、区アンケートによれば、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこととして、「企業自身がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場づくりに取り組む」が男女ともに最も多くなっています。

図表1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の望ましい姿と現在の状況（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために必要なこと  
（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

## ■ 取り組むべき課題

働きたい人が、子育て・介護等の選択を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様な働き方の実現が必要です。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進といった取り組みを進める必要があります。

また、企業のトップや管理職が率先して育児休業・介護休業をはじめとしたさまざまな制度を利用するなど、社員が制度を利用しやすくなるような職場環境づくりを進めることが重要です。

## ■ 施策の方向（例）

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発
- ・多様な働き方や働きやすい職場づくりの実現に向けた企業の取り組みの支援

## ■ 施策（例：行動計画2013より）

1-3-(1) ワーク・ライフ・バランスに対する啓発・普及		
区民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発活動を推進します。	進捗管理事業	所管課
	ワーク・ライフ・バランス講演会等の開催	総務課
	ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの発行	総務課
1-3-(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への働きかけ		
ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所を支援します。	進捗管理事業	所管課
	企業に対するコンサルタント派遣	総務課
	推進企業の認定	総務課
1-3-(3)		
	進捗管理事業	所管課

1-4 子育てや介護に対する支援の充実

■現状

男女がともに働く「共働き」へと区民のライフスタイルも変化しており、家族の形態やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、待機児童解消および介護離職ゼロ等の実現に向けた子育て・介護サービスの整備の推進が大切です。

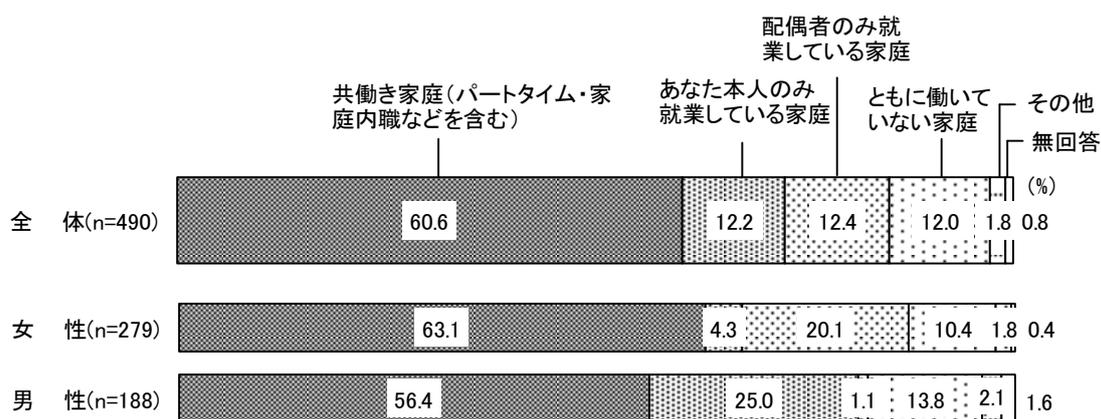
区アンケートによれば、共働き家庭は60.6%となっていますが、家事・育児・介護に携わる時間は共働き世帯でも平日、休日ともに女性の方が男性よりも長くなっています。

本区では、乳幼児人口の増加とともに、保育施設定員と保育施設入所者数は増加傾向ですが、待機児童数は、平成26年では135人となっており、解消にはいたっていません。

さらに、区アンケートでは、介護の負担感についてたずねており、社会活動、精神面、肉体系の3項目では女性の負担感が高く、経済的な面では男性の負担感が高くなっています。

また、区アンケートによれば、家庭での男女の地位の平等感の「平等になっている」は女性32.0%、男性48.2%であり、16.2ポイントの差があります。

図表1 働き手（共働き）の状況（全体、性別：複数回答）  
 <配偶者が「いる」と回答した人>



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 家事・育児・介護に携わる1日あたりの時間（性・働き手の状況別）

			平日	休日
性・働き手の状況別	女性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	213.6分	294.5分
		配偶者のみ就業している家庭	401.9分	374.1分
	男性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	69.9分	165.1分
		配偶者のみ就業している家庭	7.5分	7.5分

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 保育施設の定員数と待機児童数



※各年4月1日の実績値

※保育施設定員数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園（長時間保育）、家庭福祉員の合計

資料：「中央区子ども・子育て支援事業計画」（平成27年）

図表4 介護の負担感（全体、性別）

[上段：実数、下段：%]

			を非常 に負担 を感じる	やや 負担を 感じる	どちら もない い	をあまり ない負担 を感じない	全く ない負担 を感じない	無 回答
社会活動の 制約	全	体 (n=50) 100.0	8 16.0	16 32.0	10 20.0	8 16.0	2 4.0	6 12.0
	性別	女 性 (n=29) 100.0	4 13.8	11 37.9	5 17.2	2 6.9	2 6.9	5 17.2
		男 性 (n=16) 100.0	3 18.8	4 25.0	4 25.0	4 25.0	0 0.0	1 6.3
負担精神的	全	体 (n=50) 100.0	11 22.0	21 42.0	9 18.0	6 12.0	1 2.0	2 4.0
	性別	女 性 (n=29) 100.0	8 27.6	12 41.4	5 17.2	3 10.3	0 0.0	1 3.4
		男 性 (n=16) 100.0	3 18.8	7 43.8	2 12.5	3 18.8	0 0.0	1 6.3
負担経済的	全	体 (n=50) 100.0	7 14.0	18 36.0	9 18.0	11 22.0	3 6.0	2 4.0
	性別	女 性 (n=29) 100.0	4 13.8	10 34.5	8 27.6	6 20.7	0 0.0	1 3.4
		男 性 (n=16) 100.0	3 18.8	5 31.3	1 6.3	4 25.0	2 12.5	1 6.3
負担肉体的	全	体 (n=50) 100.0	8 16.0	20 40.0	10 20.0	6 12.0	3 6.0	3 6.0
	性別	女 性 (n=29) 100.0	6 20.7	15 51.7	3 10.3	3 10.3	1 3.4	1 3.4
		男 性 (n=16) 100.0	2 12.5	4 25.0	5 31.3	3 18.8	0 0.0	2 12.5

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表5 各分野における男女の地位の平等感（家庭では）（全体、性別）

(%)

	件数	女性が優遇 されている	やや女性が 優遇されている	平等になっている	やや男性が 優遇されている	男性が優遇 されている
全体	N=724	3.9	9.7	38.1	33.8	9.7
女性	n=434	3.2	9.2	32.0	38.9	12.7
男性	n=257	5.4	11.3	48.2	24.5	5.1

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

---

## ■ 取り組むべき課題

保育を必要とする全ての子どもが保育施設を利用できるような環境を整備していくとともに、在宅で保育をしている人も含め、全ての子育てをしている家庭に向けて、きめ細やかな子育て支援サービスを充実させていくことが必要です。

また、高齢者の介護をしている人を支援する観点から、精神面を含めて介護をしている人の負担感を解消することや、介護離職の防止に向けた取り組みを進める必要があります。

## ■ 施策の方向（例）

- 子育てをしている人への支援
- 介護をしている人への支援
- 地域包括ケアシステムの構築

■施策（例：行動計画2013より）

<b>1-4-(1) 子育てをしている人への支援</b>		
働きながらの子育てや、在宅で子育てをしている人の社会参加を支援するサービスの充実を図ります。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	保育定員の拡大	子育て支援課
	各種保育サービスの充実	子育て支援課、子ども家庭支援センター
	認可外保育施設保育料助成	子育て支援課
	子育て交流サロン「あかちゃん天国」の実施	子ども家庭支援センター
	育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息わたしの時間」の充実	総務課
講座・講演会等行事における託児サービスの拡大	全庁	
<b>1-4-(2) 家族の介護をしている人への支援</b>		
在宅で高齢者の介護をしている人の負担を軽減するサービスの充実を図ります。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	おとしより相談センターの充実	介護保険課
	ショートステイ等介護サービスの拡充	高齢者福祉課、介護保険課
介護者交流会の充実	高齢者福祉課	
<b>1-4-(3)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

## 1-5 生活の場への男性の参画促進

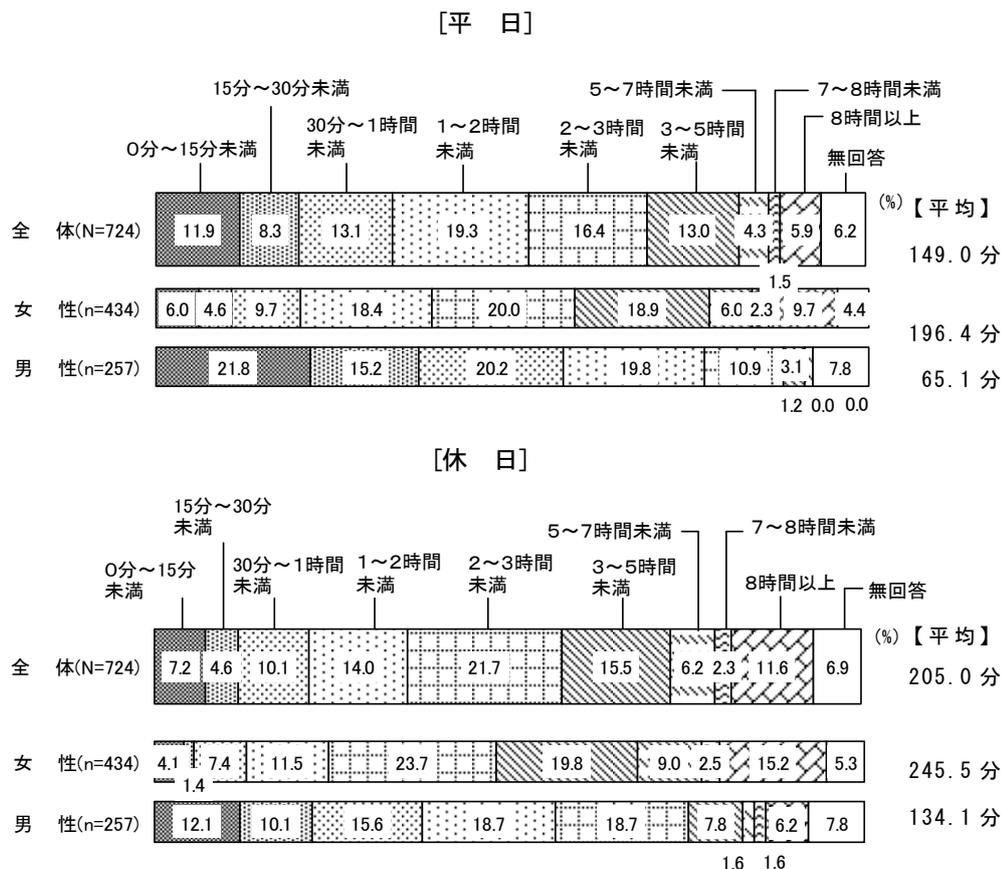
### ■現状

核家族化や共働き世帯が増加する中、家族が安心して暮らしていくため、家事・育児・介護への男性の参加が求められています。

区アンケートによれば、家事・育児・介護に携わる1日あたりの時間の平均は、平日では女性が196.4分、男性は65.1分、休日では女性が245.5分、男性は134.1分となっており、平日・休日ともに女性の方が男性より家事時間が長くなっています。

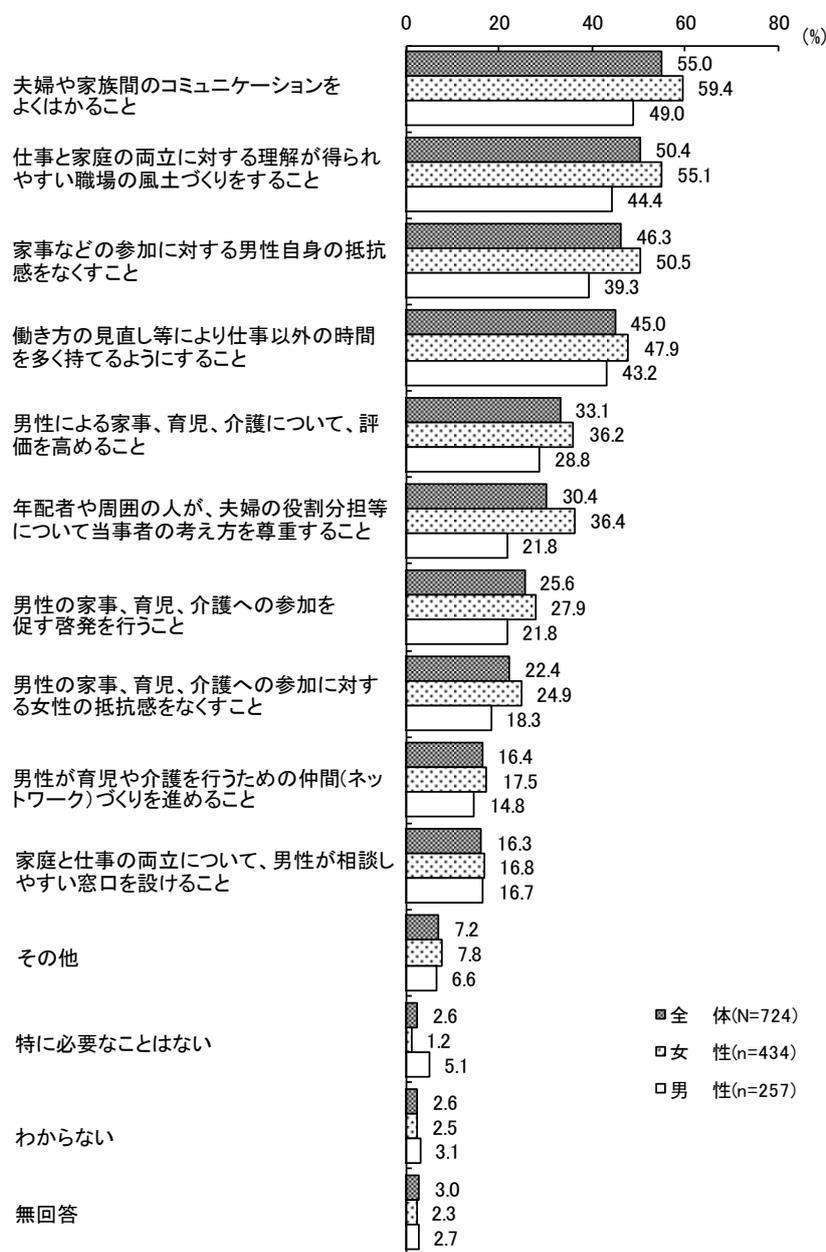
また、区アンケートによれば、男女がともに家事・育児・介護に参加するために必要なこととして、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も多く、「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」、「家事などの参加に対する男性自身の抵抗感をなくすこと」などとなっています。

図表1 家事・育児・介護に携わる1日あたりの時間（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 男女がともに家事・育児・介護に参加するために必要なこと  
(全体、性別：複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年)

## ■取り組むべき課題

誰もが自らの意欲と能力を持ってさまざまな働き方や生き方に挑戦できる社会を実現するため、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。

男性が家事・育児・介護等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性のロールモデル\*による活動事例の紹介などを通じた意識啓発が必要です。

特に、子育てでは、男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備（ベビーベッド付き男性トイレの整備等）を推進する必要があります。

## ■施策の方向（例）

- ・家事・育児・介護等の担い手としての男性の意識啓発
- ・男性の家事・育児・介護等の知識や技術の取得支援
- ・男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備の推進

## ■施策（例：行動計画2013より）

1-5-(1) 家事・子育てへの男性の参画促進		
男性が家事・子育ての担い手として活躍できるよう支援します。	進捗管理事業	所管課
	男女共同参画講座（男性対象）の充実	総務課
	家庭教育学習会の開催	文化・生涯学習課
	両親学級の開催	健康推進課
1-5-(2) 介護への男性の参画促進		
男性が介護へ参画するきっかけづくりのため、講座や交流会の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	介護に関する男女共同参画講座の開催	総務課
	介護者交流会の実施（再掲）	高齢者福祉課
1-5-(3)		
	進捗管理事業	所管課

\*ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。（内閣府）

## 基本目標 2

# 男女平等を阻む暴力の根絶 〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

国では、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重大な課題である」としています。

男女平等を阻む暴力は、配偶者等からの暴力をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等に加え、近年ではソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い一層多様化し、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。

このような男女平等を阻む暴力を生まない社会の実現のためには、あらゆる暴力に的確に対応する必要があるだけでなく、暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備などが必要です。

女性も男性も各人が人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女共同参画社会の形成の前提であり、あらゆる暴力の根絶につながっていきます。

そのため、本区では、「セクシュアル・ハラスメントなどの防止」、「配偶者等からの暴力の防止に関する意識啓発」、「配偶者等からの暴力被害者の支援」に取り組むべき課題としました。

### 「配偶者・恋人などから暴力を受けた経験」の変化

(%)

	件数	身体的暴力を受けた※1	精神的暴力を受けた※2	経済的暴力を受けた※3	性的な暴力を受けた※4	その他	受けたことはない	無回答
平成28年調査	N=724	5.4	6.4	1.7	1.0	0.4	75.7	13.7
平成24年調査	N=739	4.2	4.7	1.6	0.7	1.4	75.2	15.7

アンケート調査では以下のように表記しています。

- ※1 なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた
- ※2 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視する、脅迫する、無視するなどの精神的暴力を受けた
- ※3 生活費を渡さない、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなどの経済的暴力を受けた
- ※4 見たくないアダルトビデオ・雑誌などを見せられたり、いやがっているのに性的な行為を強要したり、避妊をしないなど性的な暴力を受けた

## 2-1 セクシュアル・ハラスメントなどの防止

### ■現状

セクシュアル・ハラスメントや性暴力、ストーカー行為などは人権侵害であり、社会的にも許されない行為です。

東京都が設置した犯罪被害者の相談窓口における性犯罪被害に関する相談件数は、平成23年度以降2,000件を超えています。

警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成26年に2,204件と前年の1.5倍に急増し、平成27年は1,957件と若干減少しましたが、法改正以前と比べると増えています。

セクシュアル・ハラスメントは雇用の場だけでなく、教育や地域社会においても発生する可能性があります。

また、近年では交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットに掲載・拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会問題となっています。

図表1 ストーカー行為等相談件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	993件	1,437件	1,466件	2,204件	1,957件

資料：警視庁

■ 取り組むべき課題

男女平等を阻む暴力は、周囲の人たちの無理解や、不用意な言動などにより被害者がさらに心の傷を深くしてしまうこともあるため、普及啓発や二次被害の防止に向けた取り組みが重要です。

男女平等を阻む暴力の被害者が身近な相談窓口で相談できるよう、相談対応能力の強化を図る必要があります。

また、ストーカー行為等に遭った時の対応方法とともに、電子メールやインターネット、SNS等の利用に関する正しい理解を促す必要があります。

さらに、インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりではないため、一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）<sup>\*</sup>を身につける必要があります。

■ 施策の方向（例）

- ・セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発
- ・相談の充実と相談対応能力の強化
- ・メディア・リテラシーの向上支援

■ 施策（例：行動計画2013より）

<b>2-1-(1) セクシュアル・ハラスメント等の防止</b>		
男女平等を阻害するさまざまな暴力の防止に向けた啓発活動を推進します。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	事業所向けセミナー等の実施	総務課
	区職員に対するセクシュアル・ハラスメント等相談窓口の運用	職員課
<b>2-1-(2)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

<sup>\*</sup>メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。（内閣府）

## 2-2 配偶者等からの暴力の防止に関する意識啓発

### ■現状

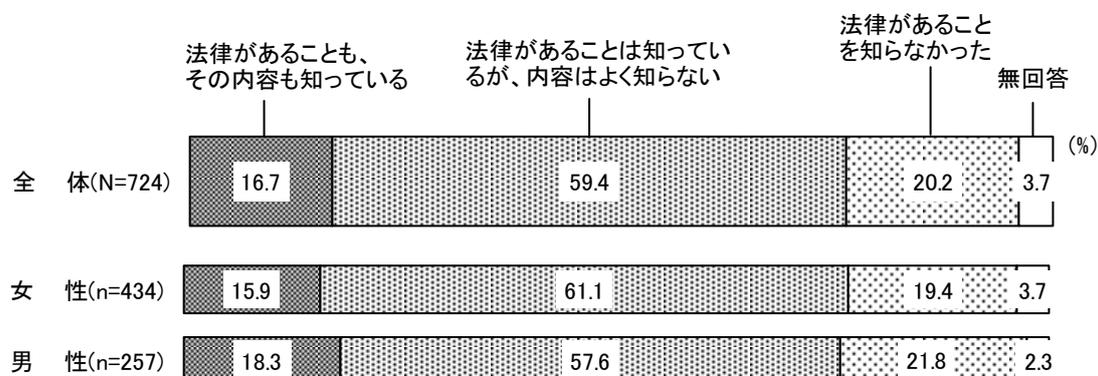
配偶者等からの暴力に対する認識は社会的に広がってきていますが、配偶者等からの暴力は、家庭という人目に触れにくい場所で起きていることから、被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化する傾向が見られます。

交際相手からの暴力については、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がない人も多くなっています。

区アンケートによれば、配偶者暴力防止法の認知度は、「法律を知らなかった」と回答した人が2割程度、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と回答した人が6割程度います。

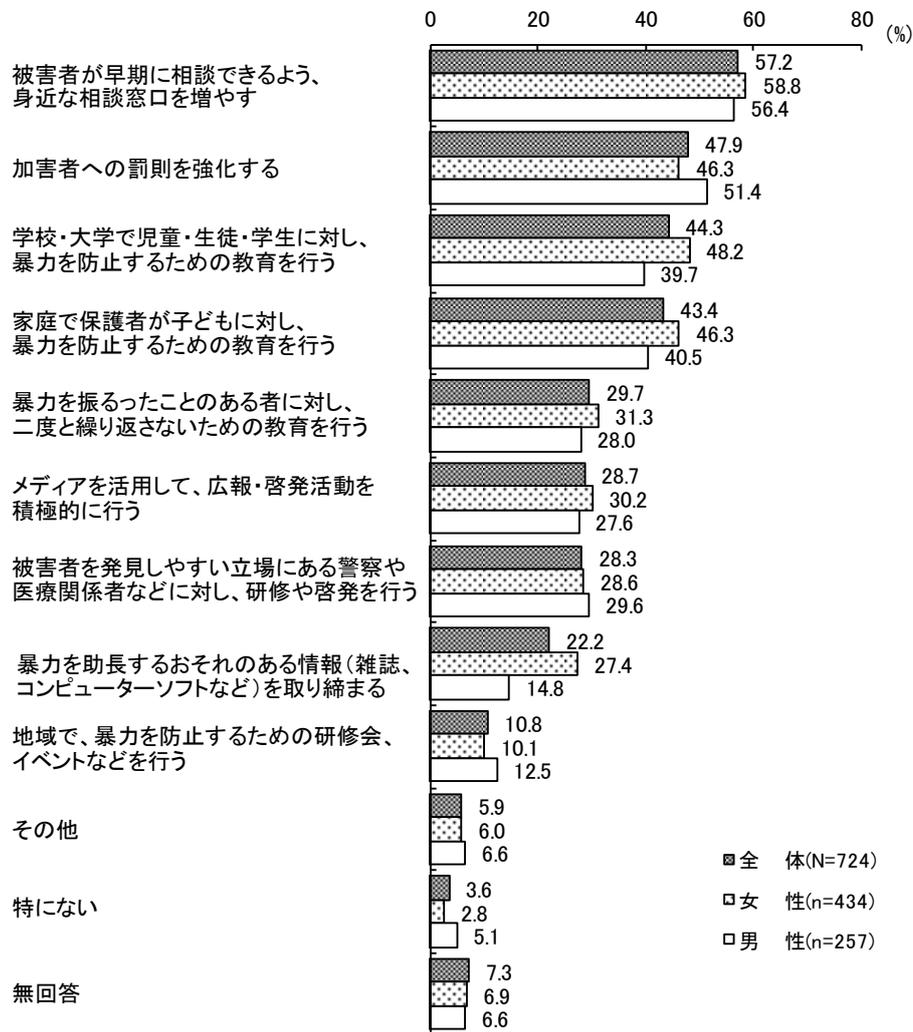
また、区アンケートによれば、男女間における暴力を防止するために必要だと思うことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が最も多く、「加害者への罰則を強化する」、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が続いています。

図表1 配偶者暴力防止法の認知度（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 男女間における暴力を防止するために必要だと思うこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

## ■取り組むべき課題

暴力を許さない社会形成のためには、広く区民に対して啓発を行っていく必要があります。特に、若いうちからの暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・啓発が重要です。

配偶者等からの暴力をなくし、暴力の防止への理解を広く促すには、これまでの啓発に加え、区民の年齢等に応じた多様な媒体を活用するなど充実を図り、多くの区民に向け幅広い普及啓発を行う必要があります。

また、交際相手からの暴力等についての正しい知識や対応策を含めた啓発を若年層がよく利用する媒体を利用して行うことが必要です。

さらに、配偶者等からの暴力を目の当たりにすることが子どもへ心理的悪影響を与えていることについて啓発が必要です。

## ■施策の方向（例）

- ・配偶者等からの暴力や交際相手からの暴力（デート DV）防止の啓発や講座の開催、情報提供の充実
- ・学校等教職員に対する意識啓発

## ■施策（例：行動計画2013より）

2-2-(1) DVの防止に関する意識啓発		
DVの防止に関する啓発、 情報提供の充実を図ります。	進捗管理事業	所管課
	DV防止啓発・情報提供の充実	総務課
	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示の充実	総務課
2-2-(2)		
	進捗管理事業	所管課

## 2-3 配偶者等からの暴力被害者の支援

### ■現状

配偶者等からの暴力被害者の中には、加害者への恐怖心などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気づかないまま暴力を受け続ける人がいます。

都内各相談機関における相談件数は年々増加しており、平成15年度の11,164件が平成27年度には34,652件へと増加しています。

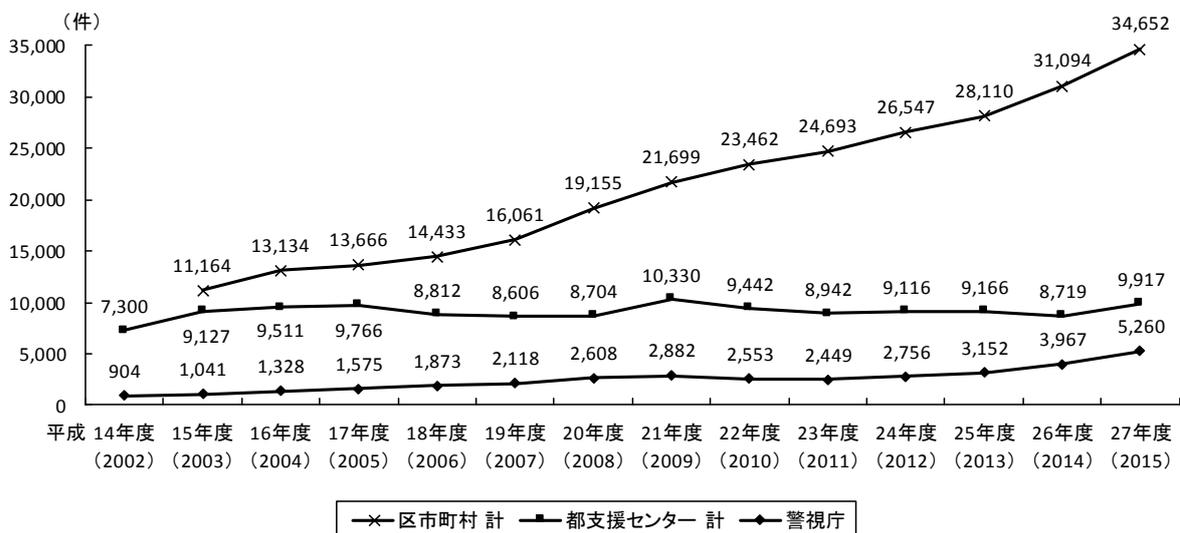
女性センター「ブーケ21」や子育て支援課、子ども家庭支援センター、保健所等に寄せられた相談のうち、配偶者等からの暴力や交際相手からの暴力に関する相談は平成25年度の●件が、平成27年度には●件となっています。

区アンケートによれば、1割程度が配偶者・恋人などから何らかの暴力を受けた経験があり、そのうち女性では4割程度、男性では5割程度の方が誰にも相談していません。

また、区アンケートによれば、相談しない理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」や「人に打ち明けることに抵抗があった」などとなっています。

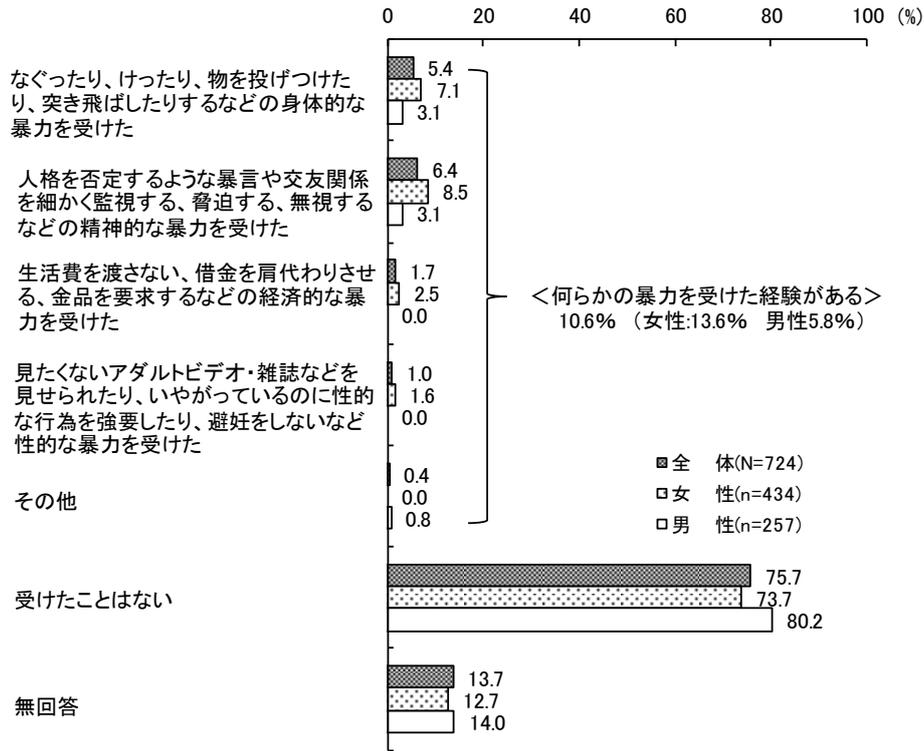
相談先は、平成24年と平成28年の区アンケート結果では、友人・知人や親族に相談した方が多く、警察や区の窓口などの公的機関の利用は少ないという状況は依然として変わっていません。

図表1 配偶者等からの暴力についての相談件数の推移（東京都）



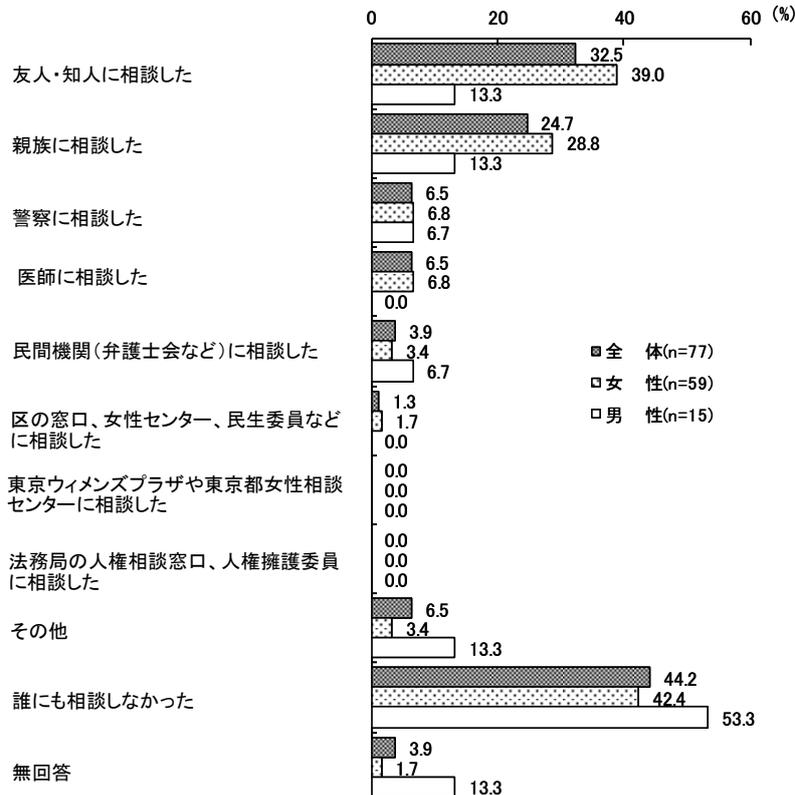
資料：東京都生活文化局

図表2 配偶者・恋人などから暴力を受けた経験の有無（全体、性別：複数回答）



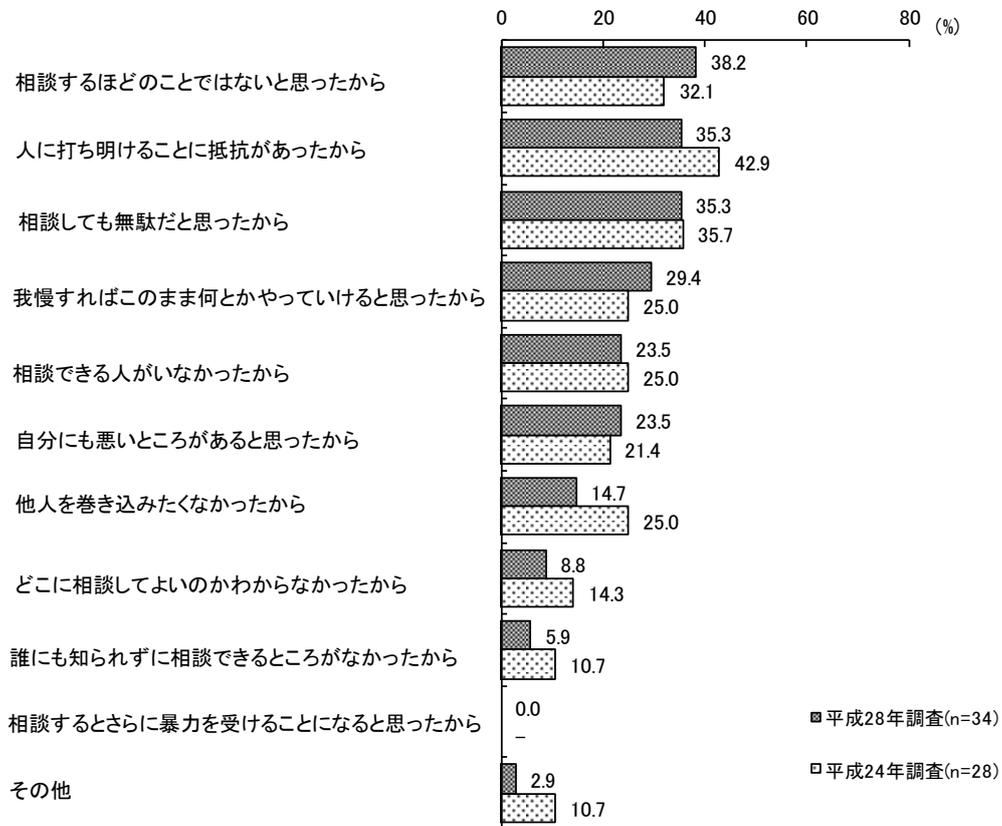
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 受けた暴力についての相談先（全体、性別：複数回答）  
<配偶者・恋人などから暴力を受けた経験がある人>



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表4 誰にも相談しなかった理由  
 (平成28年調査・平成24年調査：全体：複数回答)  
 <誰にも相談しなかったと回答した人>



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年、平成24年)

---

## ■取り組むべき課題

配偶者等からの暴力は、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があり、配偶者等からの暴力の未然防止や被害者の早期発見のための取り組みを進めていく必要があります。

そのため、暴力の被害によるけが等の治療や心のケアを行う医療機関、子どもを通じて関わりを持つ学校、幼稚園や保育所、学校、地域を見守る民生委員などが、配偶者等からの暴力に関する知識を深め、発見時の通報や早期発見の体制を強化していくことが重要です。

また、相談体制の充実を図ることが大切です。相談窓口に関する情報提供や広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、男女を問わず、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う必要があります。

都や関係機関との連携を図り、配偶者暴力相談支援センターの機能を検討していく必要があります。

## ■施策の方向（例）

- 被害者の早期発見・保護と自立支援
- 女性センター「ブーケ21」電話相談・夜間相談の充実など、より相談しやすい体制の充実
- 関係機関との連携体制の強化
- 配偶者暴力相談支援センターの機能の検討

■施策（例：行動計画2013より）

<b>2-3-(1) 相談機能の充実</b>		
DV 被害者の保護及び自立支援に向けた最初の窓口として相談機能の充実を図り、周知に努めます。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	女性相談の充実	総務課、子育て支援課
	女性相談の周知（DVカード等の配布）	総務課
<b>2-3-(2) 連携体制の強化</b>		
相談から自立まで一貫した支援を行うため、関係部署・関係機関との連携を強化します。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営	総務課
	要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭支援センター
	研修の実施（職員、医療・保健・福祉関係者、民生・児童委員等）	総務課
	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	総務課、子育て支援課
<b>2-3-(3) DV被害者の保護と自立支援</b>		
安全を確保するとともに、生活再建に向けて、就労支援等を行います。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	一時保護の実施	子育て支援課
	就労支援講座の充実	総務課
	就労相談会の充実	総務課
<b>2-3-(4)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>



**基本目標 3**

**人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成**

女性も男性も全ての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成が大きな課題となっています。子どもの頃から、人権を尊重し、多様な選択肢の中から自分らしい生き方を選択できるようにするとともに、一人一人が選んだ生き方を認め合う意識を育むためには、教育および意識啓発が男女共同参画の基盤となる施策といえます。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。生涯を通じて、男女ともに身体的性差に応じた健康上の問題に直面することに注意する必要があります。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があり、性と生殖に関する健康と権利の視点が重要です。近年は、働く女性の増加や晩婚化などの変化に応じて、個人が将来のライフデザインを描き、妊娠出産などについての希望を実現することができるよう、対策も必要となっています。

非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困など生活上の困難に対応するとともに、貧困などを防止するための取り組みが重要です。また、女性が長期的な展望に立って働けるようにすることも必要です。さらに、貧困などの世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援など、個人のさまざまな生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

そのため、本区では、人権尊重を基本として、「男女平等の意識啓発」、「子どもの個性や能力を育む学校教育の充実」、「男女の生涯にわたる健康支援」、「ひとり親家庭などへの支援」に取り組むべき課題としました。

**男女の平等感の変化**

	件数	女性が優遇されている	やや女性が優遇されている	平等になっている	やや男性が優遇されている	男性が優遇されている	無回答
平成28年調査	N=724	0.6	2.3	19.5	61.6	10.4	5.7
平成24年調査	N=739	0.7	2.7	22.9	59.3	9.6	4.8
平成19年調査	N=778	1.0	2.8	22.4	56.8	13.6	3.4
平成12年調査	N=1,743	0.6	3.3	14.0	61.8	18.6	1.7

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年、平成19年）  
「中央区男女平等に関する意識調査」（平成12年）

### 3-1 男女平等の意識啓発

#### ■現状

年齢、性別、国籍、障害の有無、多様な価値観など、地域社会はますます多様化・複雑化していくことが想定されます。

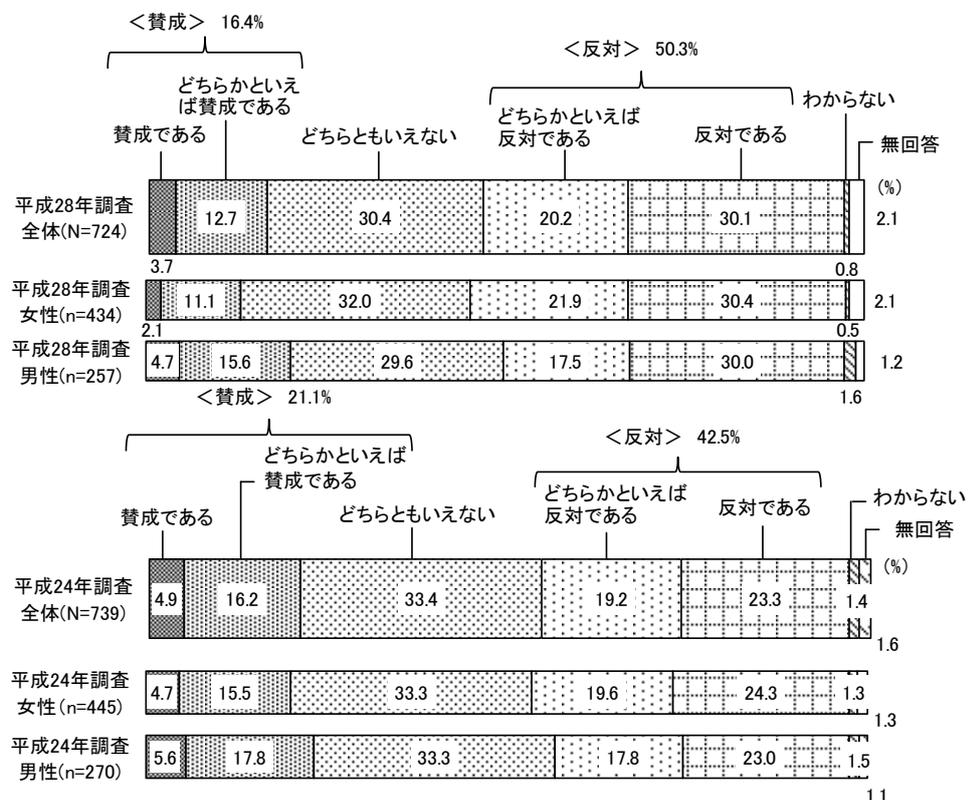
そのため、さまざまな違いを超えて、相互に理解し合い、支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者などに対し、共生意識の一層の普及・啓発を図ることが求められています。

「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別によって役割を固定化してとらえる意識を「固定的な性別役割分担意識」といいます。人々のライフスタイルや価値観が多様化し、固定的な性別役割分担意識は薄れてきていますが、いまだ根強く残っている状況も見られます。

区アンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担の考え方をどう思うかたずねています。平成28年の調査では、固定的な性別役割分担を否定する意見は50.3%であり、24年調査の42.5%よりも増えています。

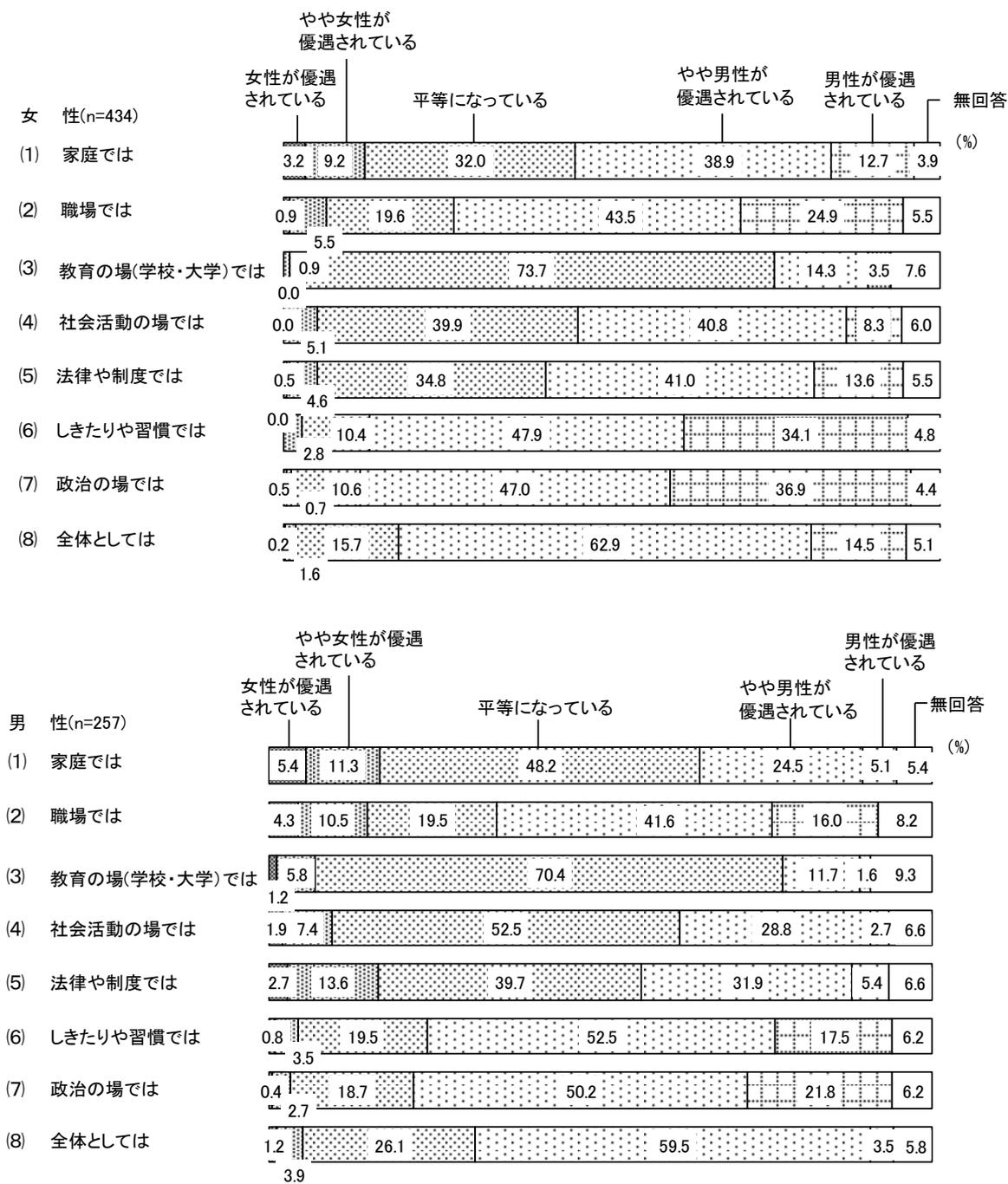
区アンケートでは、「各分野における男女の地位の平等感」は、女性は男性よりも、さまざまな分野で＜男性優遇＞と感じる割合が高くなっています。

図表1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について  
(平成28年調査・平成24年調査：全体、性別)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年、平成24年)

図表2 各分野における男女の地位の平等感（性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

## ■取り組むべき課題

本区が活力を維持し続け、成長していくためには、地域社会をはじめとしたあらゆる場面で性別を問わず全ての区民が活躍し、能力を存分に発揮することにより、自己実現を図ることができる社会の構築が不可欠です。

しかし、区民の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが課題となっており、区民の理解を促すための教育および広報・啓発活動は、他の全ての取り組みの根幹をなす基盤的な施策といえます。なかでも男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある点に注意する必要があります。

## ■施策の方向（例）

- ・性別による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発
- ・男性の意識改革

## ■施策（例：行動計画2013より）

3-1-(1) 男女共同参画の意識啓発		
区民、区内事業所など、幅広い層を対象に、男女共同参画の意識啓発を図ります。	進捗管理事業	所管課
	男女共同参画講演会・講座等の充実	総務課
	男女共同参画啓発パンフレットの配布	総務課
	情報資料コーナーの活用	総務課
3-1-(2) 男女共同参画に関する情報提供		
男女共同参画に関する情報を幅広く収集し、提供します。	進捗管理事業	所管課
	中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」の発行	総務課
	女性センター「ブーケ21」ホームページの活用	総務課
3-1-(3)		
	進捗管理事業	所管課

### 3-2 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実

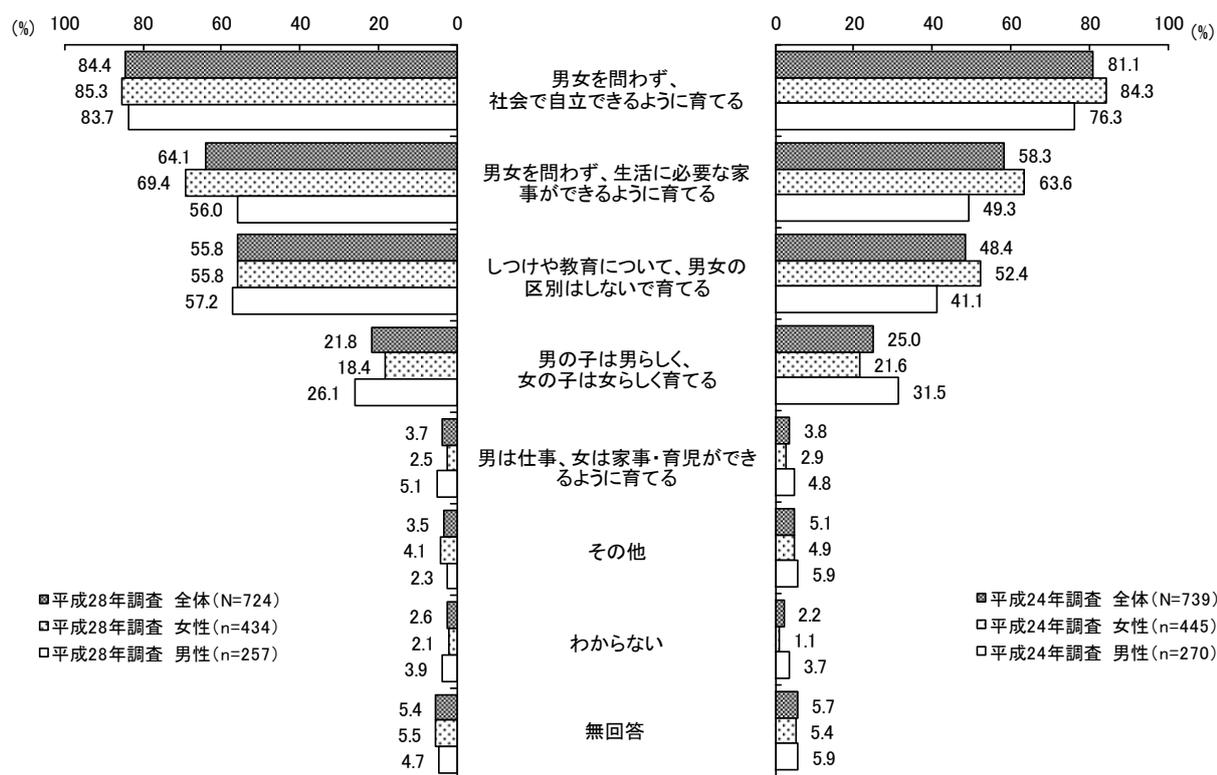
#### ■現状

グローバル化の進展や地球環境問題の顕在化など教育を取り巻く環境が変化する中、学校教育においては、子どもたちが自己の未来を見据え、現実に対処しながら自己の能力を最大限に発揮できる「生きる力」を育むことが求められています。

本区では、区アンケートで「子育て観」についてたずねています。平成28年調査では、「男女を問わず、社会で自立できるように育てる」が最も多くなっており、前回調査と比べると、わずかに増えています。

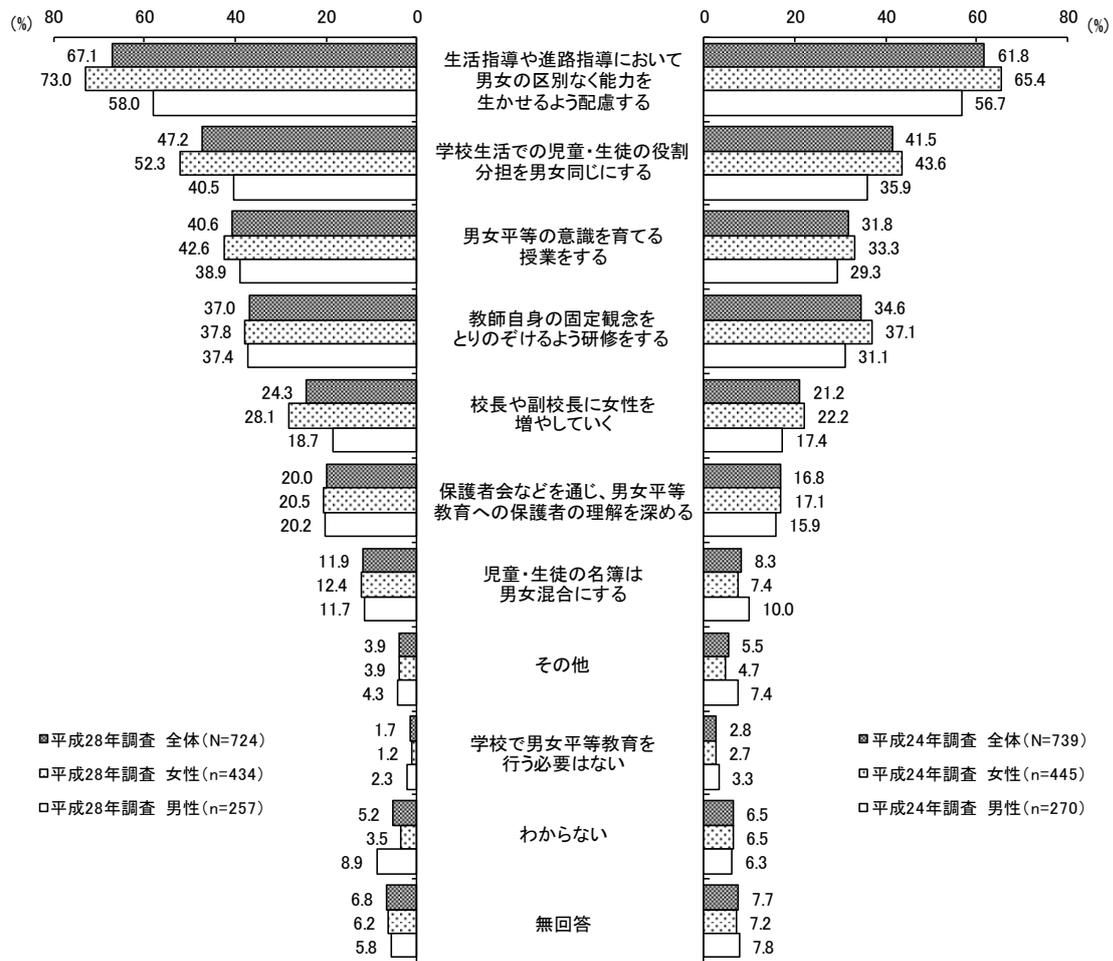
また、学校教育の中で行われるとよいと思うことは、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」が最も多く、前回調査と比べると、わずかに増えています。

図表1 子育て観  
(平成28年調査・平成24年調査：全体、性別：複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年）

図表2 学校教育の中で行われるとよいと思うこと  
 (平成28年調査・平成24年調査：全体、性別：複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(平成28年)

## ■取り組むべき課題

子どもたちが自ら考え判断し、その解決に向けて積極的に立ち向かっていく「生きる力」を育み、自らの多様な可能性を伸ばすことができる環境を整えていく必要があります。

学校教育においては、児童・生徒が男女の互いの違いを認めつつ、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、その個性と能力を伸ばすことができるよう、男女平等教育を適切に推進していく必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進し、一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うことが大切です。その際、社会・経済・雇用等の基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスや、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や技術を習得することなどの重要性について理解の促進を図ります。

学校教育においては、教職員の意識や行動が大きな影響力をもっていることから、教職員の男女平等教育及び性的マイノリティについての認識を高めていくことが必要です。

また、グローバル化や共生社会が進む中で、他者と協働して課題を解決するために、人間の多様性の尊重など、他者に共感できる感性や思いやりのある豊かな人間性を育成していく必要があります。

## ■施策の方向（例）

- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばす教育の推進
- ・ 男女平等教育についての教職員の認識の向上
- ・ 他者との共生に対する理解を深める教育の推進

■施策（例：行動計画2013より）

<b>3-2-(1) 学校などにおける男女平等教育の推進</b>		
道徳や総合的な学習の時間など、さまざまな機会を捉えて男女平等教育を推進します。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	教職員への研修の充実	指導室
<b>3-2-(2) 社会・文化の多様性の理解を深める教育の推進</b>		
社会や文化の多様性に対する理解を深める教育を推進します。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	中学生の海外体験学習の実施	指導室
	外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施	指導室
<b>3-2-(3)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

### 3-3 男女の生涯にわたる健康支援

#### ■現状

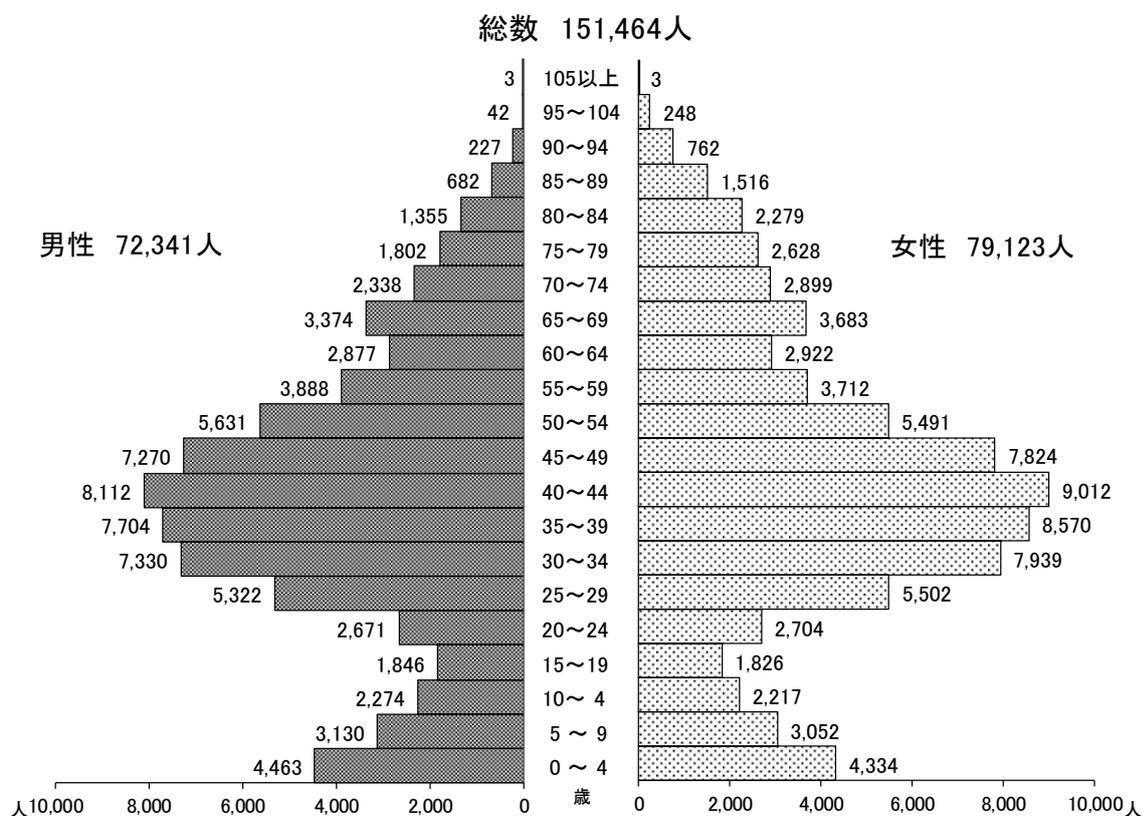
男女平等参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する敬意と思いやりを持って生きることが重要です。また、心身の健康についての正しい知識や情報を入手して、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになることが重要です。

区アンケートでは、心身の健康についての不安や悩みをたずねています。男女ともに運動不足、睡眠、肥満・やせに対する不安や悩みが多くなっていますが、性別やライフステージによって、さまざまな不安や悩みがあります。

特に、女性は妊娠・出産、月経随伴症状や更年期症状など女性特有の経験をすることがあるなど、生涯を通じて男女が健康上の異なる問題に直面することに注意する必要があります。

本区では、30代、40代を中心とした子育て世代が増加しています。合計特殊出生率は上昇傾向にあり、母子健康診査の受診者数が増えています。

図表1 年齢別人口構成（中央区）



平成 29 年 3 月 1 日現在

図表2 心身の健康について不安に思っていること  
(全体、性別、性・年代別：複数回答)

[上段:実数、下段:%]

		睡眠	運動不足	肥満・やせ	り食生活の偏	血圧	がん	更年期	き臭菌・周病の・濁口	うつ	飲酒	
全	体 (N=724)	190 100.0	290 40.1	145 20.0	121 16.7	102 14.1	82 11.3	81 11.2	72 9.9	47 6.5	37 5.1	
性別	女性 (n=434)	117 100.0	162 37.3	72 16.6	78 18.0	49 11.3	45 10.4	65 15.0	37 8.5	25 5.8	13 3.0	
	男性 (n=257)	62 100.0	112 43.6	66 25.7	39 15.2	46 17.9	34 13.2	11 4.3	31 12.1	20 7.8	23 8.9	
性・年代別	女性	20代 (n=28)	5 100.0	9 32.1	4 14.3	8 28.6	0 0.0	2 7.1	0 0.0	3 10.7	0 0.0	0 0.0
		30代 (n=98)	28 100.0	46 46.9	15 15.3	24 24.5	4 4.1	7 7.1	6 6.1	8 8.2	9 9.2	2 2.0
		40代 (n=110)	28 100.0	49 44.5	19 17.3	23 20.9	1 0.9	8 7.3	31 28.2	8 7.3	6 5.5	4 3.6
		50代 (n=69)	20 100.0	24 34.8	17 24.6	13 18.8	8 11.6	11 15.9	26 37.7	7 10.1	5 7.2	5 7.2
		60代 (n=58)	16 100.0	17 29.3	10 17.2	4 6.9	17 29.3	6 10.3	1 1.7	7 12.1	1 1.7	2 3.4
		70代 (n=47)	15 100.0	10 21.3	5 10.6	3 6.4	11 23.4	10 21.3	0 0.0	3 6.4	3 6.4	0 0.0
		80代以上 (n=23)	5 100.0	6 26.1	2 8.7	3 13.0	7 30.4	1 4.3	1 4.3	1 4.3	1 4.3	0 0.0
		20代 (n=17)	8 100.0	8 47.1	4 23.5	6 35.3	4 23.5	1 5.9	0 0.0	3 17.6	3 17.6	1 5.9
	男性	30代 (n=49)	10 100.0	22 44.9	10 20.4	8 16.3	1 2.0	2 4.1	1 2.0	4 8.2	3 6.1	3 6.1
		40代 (n=54)	16 100.0	24 44.4	17 31.5	8 14.8	8 14.8	5 9.3	3 5.6	6 11.1	4 7.4	2 3.7
		50代 (n=48)	9 100.0	24 50.0	13 27.1	7 14.6	8 16.7	11 22.9	5 10.4	10 20.8	5 10.4	9 18.8
		60代 (n=37)	8 100.0	16 43.2	8 21.6	7 18.9	12 32.4	7 18.9	1 2.7	4 10.8	2 5.4	5 13.5
		70代 (n=34)	9 100.0	10 29.4	8 23.5	3 8.8	7 20.6	6 17.6	0 0.0	2 5.9	1 2.9	2 5.9
		80代以上 (n=18)	2 100.0	8 44.4	6 33.3	0 0.0	6 33.3	2 11.1	1 5.6	2 11.1	2 11.1	1 5.6

[上段:実数、下段:%]

		喫煙	妊娠・出産	月経不順	不妊	性生活	性感染症	避妊	その他	感不安や悩まは	無回答	
全	体 (N=724)	29 4.0	24 3.3	16 2.2	15 2.1	13 1.8	0 0.0	0 0.0	60 8.3	125 17.3	39 5.4	
性別	女性 (n=434)	11 2.5	23 5.3	16 3.7	11 2.5	6 1.4	0 0.0	0 0.0	44 10.1	71 16.4	24 5.5	
	男性 (n=257)	17 6.6	0 0.0	0 0.0	4 1.6	6 2.3	0 0.0	0 0.0	16 6.2	50 19.5	11 4.3	
性・年代別	女性	20代 (n=28)	1 3.6	2 7.1	3 10.7	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.6	10 35.7	2 7.1
		30代 (n=98)	3 3.1	16 16.3	7 7.1	7 7.1	4 4.1	0 0.0	0 0.0	5 5.1	16 16.3	4 4.1
		40代 (n=110)	0 0.0	5 4.5	5 4.5	3 2.7	1 0.9	0 0.0	0 0.0	13 11.8	21 19.1	3 2.7
		50代 (n=69)	2 2.9	0 0.0	1 1.4	0 0.0	1 1.4	0 0.0	0 0.0	11 15.9	7 10.1	2 2.9
		60代 (n=58)	3 5.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 6.9	10 17.2	5 8.6
		70代 (n=47)	1 2.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 14.9	5 10.6	3 6.4
		80代以上 (n=23)	1 4.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 13.0	2 8.7	5 21.7
		男性	20代 (n=17)	2 11.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 5.9	1 5.9
	30代 (n=49)		2 4.1	0 0.0	0 0.0	3 6.1	1 2.0	0 0.0	0 0.0	2 4.1	10 20.4	2 4.1
	40代 (n=54)		4 7.4	0 0.0	0 0.0	1 1.9	2 3.7	0 0.0	0 0.0	2 3.7	16 29.6	2 3.7
	50代 (n=48)		3 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 4.2	0 0.0	0 0.0	2 4.2	7 14.6	3 6.3
	60代 (n=37)		4 10.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 13.5	7 18.9	1 2.7
	70代 (n=34)		1 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 8.8	7 20.6	1 2.9
	80代以上 (n=18)		1 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0	1 5.6	2 11.1	2 11.1

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 合計特殊出生率の推移（中央区、東京都区部、東京都、全国）

	中央区	東京都区部	東京都	全国
平成16年	0.85	0.96	1.01	1.29
平成17年	0.86	0.95	1.00	1.26
平成18年	0.97	0.98	1.02	1.32
平成19年	1.02	1.01	1.05	1.34
平成20年	1.04	1.04	1.09	1.37
平成21年	1.10	1.06	1.12	1.37
平成22年	1.18	1.08	1.12	1.39
平成23年	1.13	1.08	1.06	1.39
平成24年	1.18	1.12	1.09	1.41
平成25年	1.29	1.16	1.13	1.43
平成26年	1.35	1.19	1.15	1.42
平成27年	1.43	1.22	1.24	1.45

資料：平成27年（2010）人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）  
人口動態統計（東京都）

図表4 母子健康診査受診者数の推移

種別		平成22年度	平成27年度
妊婦健康診査		18,408	22,070
妊婦超音波検査		1,204	1,668
乳児健康診査	3～4か月	1,188	1,790
	6～7か月	1,218	1,774
	9～10か月	1,143	1,718
1歳6か月児健康診査		1,046	1,508
3歳児健康診査		965	1,306

(人)

資料：中央区政年鑑

### ■取り組むべき課題

男女が互いの性差に応じた心身の健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを推進していくことが重要です。

特に、女性は思春期、出産期、更年期、老年期など人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目し、健康の増進を支援する必要があります。

個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産などについての希望を実現することができるよう、対策も必要です。

本区では、30代、40代を中心とした子育て世代が増加していることから、妊娠・出産・育児に関わる母子の健康支援対策にきめ細かく取り組むことが必要です。

### ■施策の方向（例）

- ・生涯にわたる健康支援
- ・性差に応じた健康支援
- ・ライフデザインに応じて妊娠・出産などについての希望を実現するための支援
- ・妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援

■施策（例：行動計画2013より）

<b>3-3-1) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援</b>		
<p>妊娠・出産期における母親と子どもの健康を支援します。</p> <p>妊娠期は健康診査やプレママ教室、出産後は訪問指導や乳児健康診査、相談などの充実を図ります。</p>	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	妊婦健康診査	健康推進課
	プレママ教室（母親学級）	健康推進課
	母子歯科健康診査	健康推進課
	新生児訪問指導	健康推進課
	乳児健康診査	健康推進課
	乳幼児健康相談・母子保健相談	健康推進課
ママのこころの相談	健康推進課	
<b>3-3-2) 成人期・高齢期における女性・男性の健康支援</b>		
<p>成人期・高齢期における健康づくりを支援します。運動する場や機会を提供する他、ライフステージに応じた健康課題に対応するため、健康診査やがん検診の充実を図ります。</p>	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	生涯スポーツの推進	スポーツ課
	若年期からの生活習慣病予防事業	健康推進課
	健康診査	福祉保健部管理課
	がん検診	福祉保健部管理課
成人歯科健康診査、高齢者歯科健康診査	福祉保健部管理課	
<b>3-3-3) 子どもの相談体制の整備</b>		
<p>学齢期の子どもが心身ともに健やかに発達することを支援するため、子ども本人、保護者を対象とした相談の充実を図ります。</p>	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	子どもと子育て家庭の総合相談	子ども家庭支援センター
	子どもほっとライン	子ども家庭支援センター
	こどもの発達相談	福祉センター
	スクールカウンセラーの配置	指導室
教育相談の実施	指導室	
<b>3-3-4)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

### 3-4 ひとり親家庭などへの支援

#### ■現状

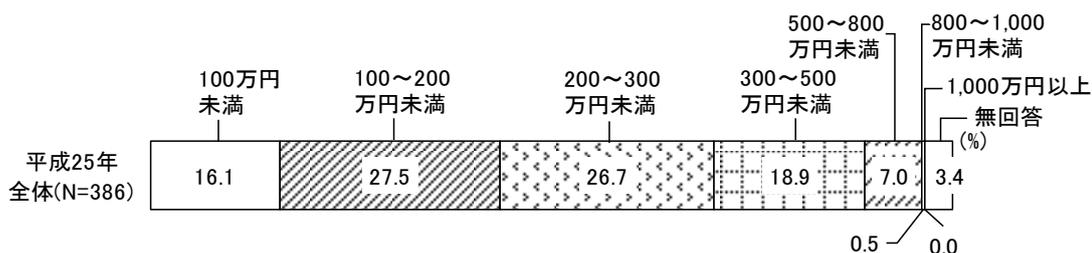
ひとり親家庭や若年の非正規雇用労働者などは、経済的に困難な状況に置かれることもあり、特に母子家庭ではその割合が高いといわれています。子育てや地域での孤立など、生活面でさまざまな困難を抱えている場合もあるため、家庭や子どもの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

本区のひとり親世帯は、平成27年度末で860世帯（児童育成手当受給世帯数）となっています。「中央区ひとり親家庭実態調査」によると、ひとり親世帯の約7割が、年収300万円未満となっています。就労形態は、常勤が33.4%、パート・アルバイトが26.9%、派遣・契約社員が14.5%となっています。

「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」では、東京都におけるひとり親世帯の平均年間収入は、母子世帯は200万円未満が41.9%、200～400万円未満が30.8%、父子世帯は200万円未満が12.7%、200～400万円未満が19.0%で、母子世帯と父子世帯の間には大きな開きがあることがわかります。

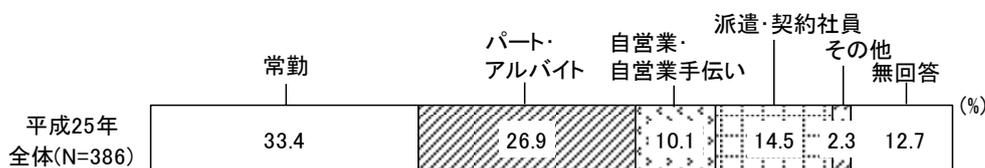
また、雇用形態が多様化する中で、若年層を中心に、パート・アルバイト、派遣・契約社員などの正社員以外の労働者が増加しています。

図表1 ひとり親の年収（中央区：全体）



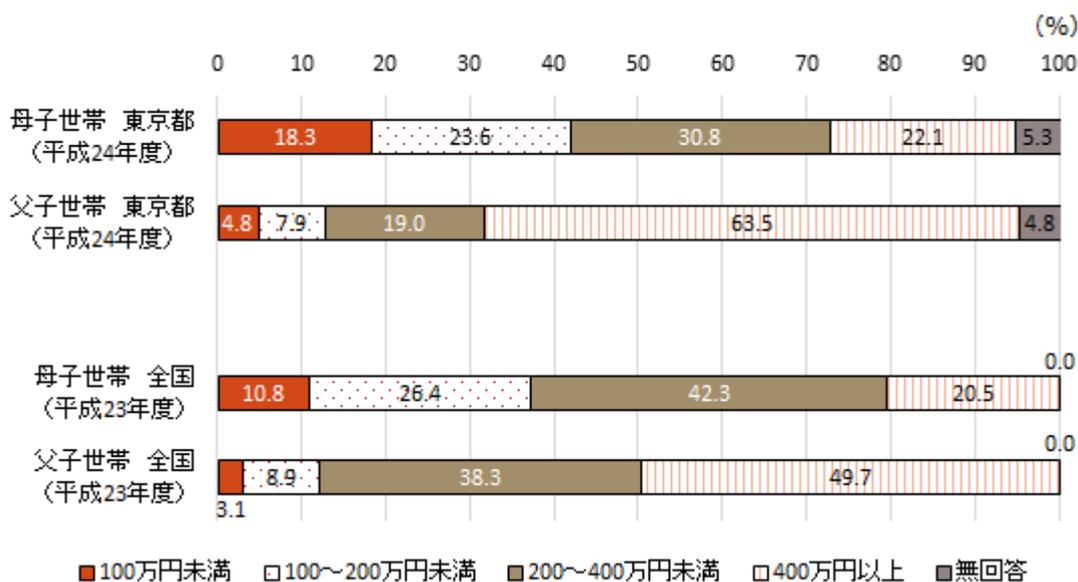
資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成25年）

図表2 ひとり親の就労形態（中央区：全体）



資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成25年）

図表3 母子世帯と父子世帯の平均年間収入（東京都：平成24年、全国：平成23年）



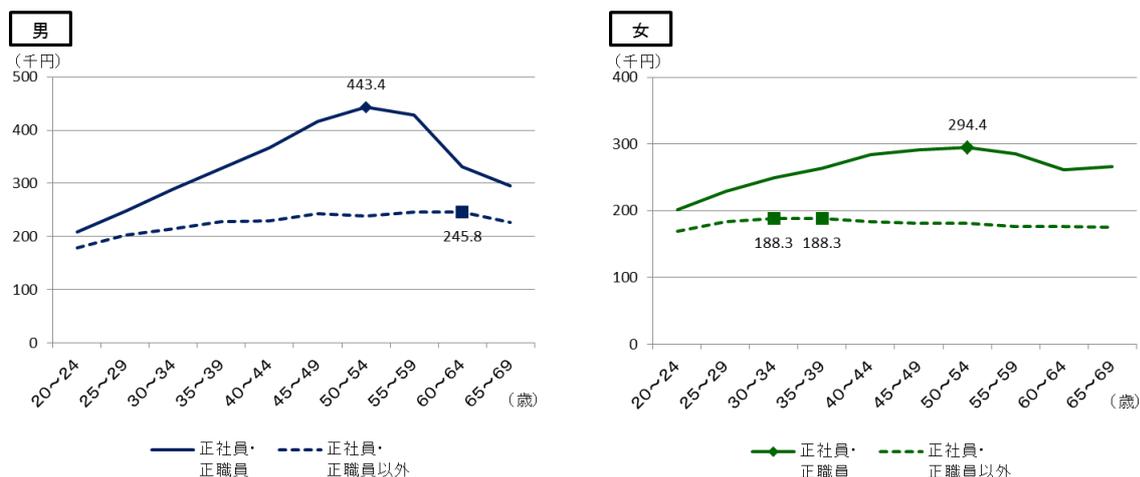
資料：「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」（東京都福祉保健局）  
「平成23年度全国母子世帯等調査」（厚生労働省）

図表4 都内大学卒業者の正規・非正規雇用（平成27年3月卒）（性別）



資料：「平成27年度学校基本調査」（文部科学省）

図表5 雇用形態、性、年齢階級別賃金



資料：「平成27 年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）

### ■取り組むべき課題

ひとり親家庭など、生活や経済上困難な状況を抱えている家庭については、就労し、自立できるように支援するとともに、家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援を行う必要があります。

男性も女性も、多様化する雇用形態の中から、自分の将来を見据えた長期的な視点から働き方の選択ができるよう、若い段階から、キャリアデザインを描く機会をつくっていくことが重要です。

### ■施策の方向（例）

- ・一人一人の置かれた状況に応じた支援の充実
- ・若年層のキャリア形成の支援

■施策（例：行動計画2013より）

<b>3-4-(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援</b>		
安心して生活できるように、 家庭の状況に応じたきめ細かい支援を行います。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	相談事業の充実	総務課、 子育て支援課
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	子育て支援課
	母子（女性）福祉資金貸付	子育て支援課
<b>3-4-(2) 経済的自立に向けた就労支援</b>		
経済的に自立できるように、 職業能力の向上や就労活動に関する支援を行います。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	就労支援講座の充実（再掲）	総務課
	就労相談会の充実（再掲）	総務課
	母子自立支援プログラムの実施	子育て支援課
	職業相談・就職ミニ面接会の実施（再掲）	商工観光課
	自立支援給付金の支給	子育て支援課
<b>3-4-(3)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

## 基本目標 4

## さまざまな場への男女共同参画の促進

女性の社会進出が進み、政治、経済、社会など多くの分野の活動を女性が担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。

本区では、子育て世帯の増加が目覚ましく、共働き世帯も増えています。しかし、依然として性別による役割の固定化や偏重が家庭、地域、職場等で見受けられるなど、区民の意識改革や労働環境整備がまだまだ十分とはいえない状況にあります。

こうしたことから、男女が、家事、育児、家族の介護等全ての家庭生活において責任を分かち合うとともに、仕事、地域活動等全ての社会活動において対等な立場で参画することが一層求められています。

性別を問わずより多くの区民が、区の政策・方針決定過程や地域活動への参画など身近な場で活躍できる機会を一層拡大していくことが大切です。

また、災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時における男女共同参画の取り組みが、防災・減災、復旧・復興を円滑に進める基盤となります。地域防災計画の策定、備蓄品の準備、地域における防災訓練、防災拠点（避難所）運営、被災者支援などで、女性の参画を積極的に進める必要があります。

そのため、「政策・方針決定過程における女性の参画促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進」に取り組むべき課題としました。

### 審議会における女性委員の割合の変化（中央区）

	女性委員の割合
平成28年	26.9%
平成24年	26.5%
平成19年	26.0%
平成12年	22.2%

（各年4月1日現在）

## 4-1 政策・方針決定過程における女性の参画促進

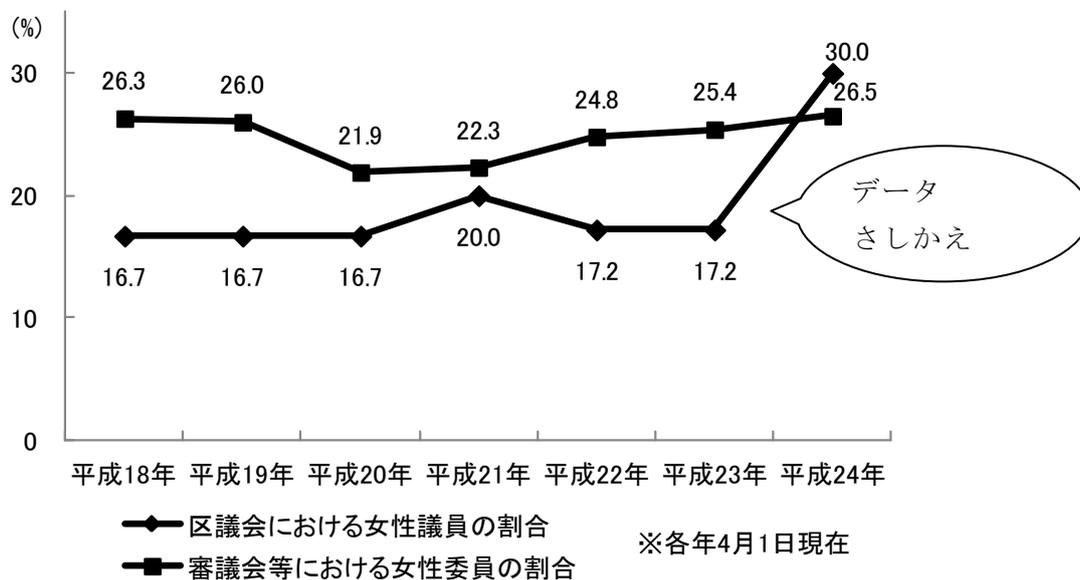
### ■現状

国は、12年前の平成15（2003）年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取り組みを進めてきました。この目標は必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかったこともあり、我が国における女性の参画は、諸外国と比べ低い水準にとどまっています。

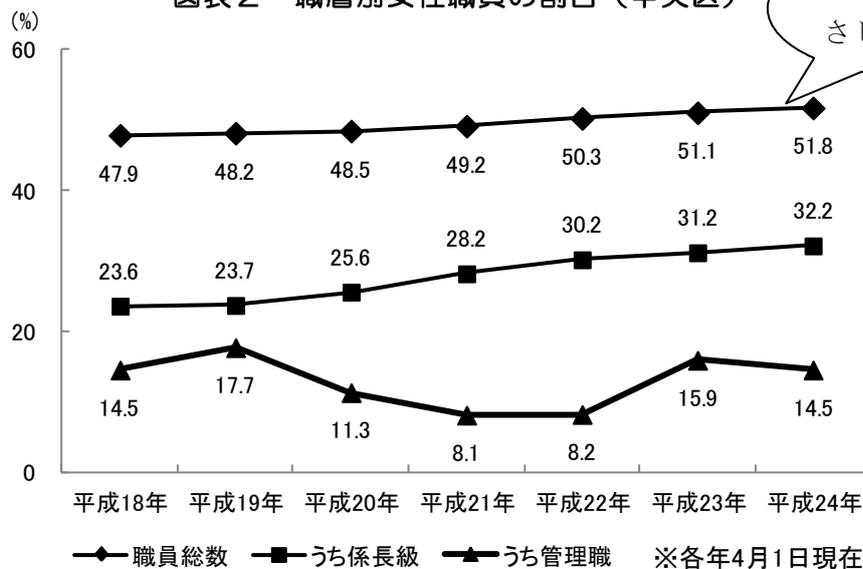
本区においては、区議会議員における女性の割合は●●%、審議会など委員における女性の割合は26.9%、区の管理監督職に占める女性の割合は●●%となっています。

区アンケートでは、重要な企画や方針を決定していく際に女性の参画が少ないと思う理由をたずねていますが、「男性優位の組織運営」が最も多く、次いで「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」などとなっています。

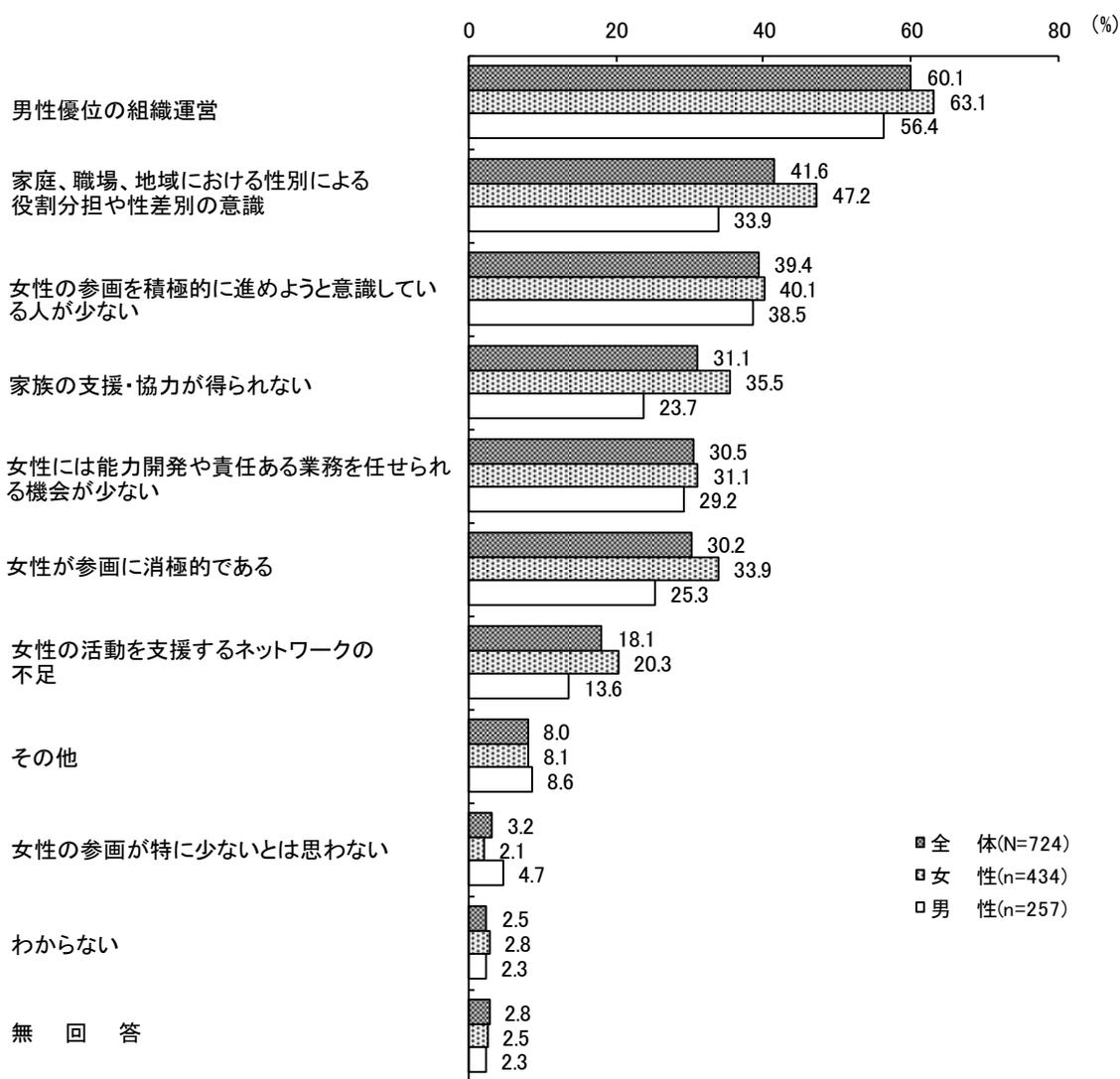
図表1 区議会、審議会などにおける女性割合の推移（中央区）



図表2 職層別女性職員の割合（中央区）



図表3 重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

---

## ■取り組むべき課題

活力ある社会を構築するために、多様な人材の活用や多様な視点を取り入れていくなどの観点からも女性の参画が必要です。特に、女性の参画が少ない分野では、積極的に女性の参画を促進する必要があります。

性別を問わずより多くの区民が、区の政策・方針決定過程で活躍できる機会を一層拡大していくことが大切です。

また、本区は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性職員の登用に関する数値目標を設定しており、その達成に努めることが重要です。教育の分野においても、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠であるという認識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ることが重要です。

## ■施策の方向（例）

- 区の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- 区の政策・方針決定過程において、性別を問わず、より多くの区民の意見を反映する仕組みの充実
- 区の管理監督職への女性の登用・能力発揮の推進
- 教育分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■施策（例：行動計画2013より）

<b>4-1-(1) 審議会など委員への女性の参画拡大</b>		
区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めます。特に、女性委員が少ない審議会などにおける女性の参画比率の向上に努めます。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	審議会など委員への女性参画比率の向上	全庁
<b>4-1-(2) 区民の意見反映の機会の充実</b>		
男女双方の意見を区政に反映する機会の充実を図ります。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	区政モニターなどによる意見の反映	広報課
	企画運営の事業協カスタッフの参画	総務課
<b>4-1-(3) 管理監督職への女性の登用と女性の能力発揮の促進</b>		
女性の管理監督職を養成し、区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めます。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	女性職員の管理監督職昇任試験への受験奨励と環境整備	全庁・職員課
	能力開発のための研修充実	全庁・職員課
<b>4-1-(4)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

## 4-2 地域活動における男女共同参画の促進

### ■現状

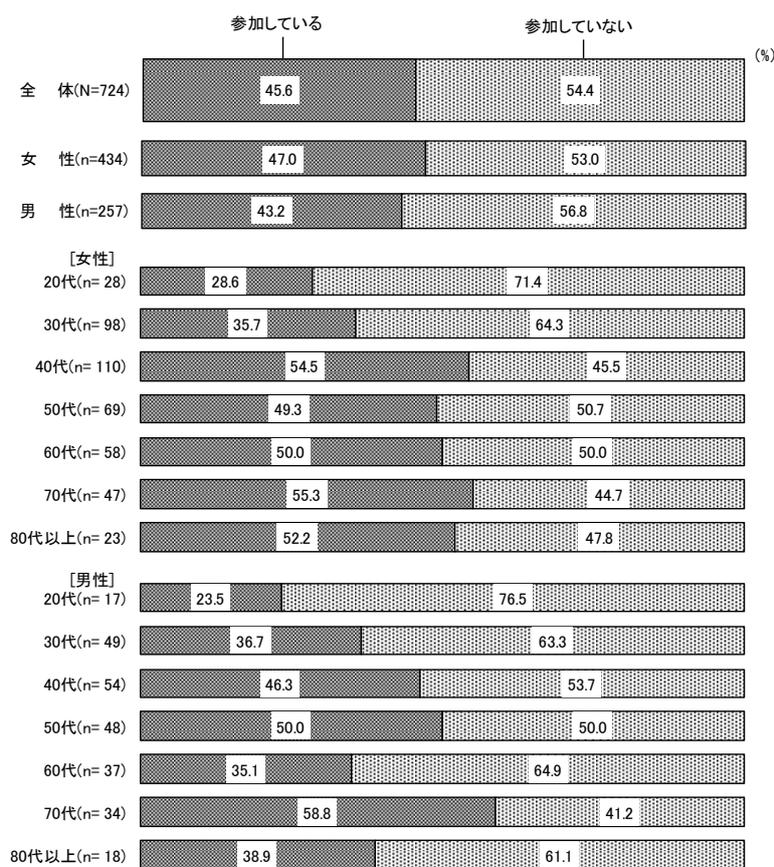
今後、活力ある地域社会を形成するためには、全ての人々が希望に応じて、安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠です。

本区では、下町ならではの人情や連帯感により温かな地域コミュニティが形成されてきました。しかし、近年の若い世代における共働き世帯の増加、就業形態や価値観の多様化などから、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など新たな課題も生じています。

区アンケートによれば、地域活動に参加している人は45.6%、地域活動に参加していない人は54.4%となっています。参加していない理由は「時間的余裕がないから」が最も多くなっていますが、居住歴3年未満では「どのような活動があるのかわからないから」、「参加方法がわからない、きっかけがないから」も多くなっています。

今後、参加したい地域活動は、「趣味・生涯学習・スポーツなどのサークル活動」、「地域交流・国際交流の活動」、「町会や自治会の活動」、「NPO・ボランティアなどの市民活動」などが多くなっています。

図表1 地域活動への参加状況（全体、性別、性・年代別）



※活動に「参加している」と1つ以上回答した人を<参加している>、1つも回答しなかった人を<参加していない>とした。

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 地域活動に参加していない理由  
 (全体、性別、性・年代別、居住歴別：複数回答)  
 <地域活動に現在参加していない人>

[上段:実数、下段:%]

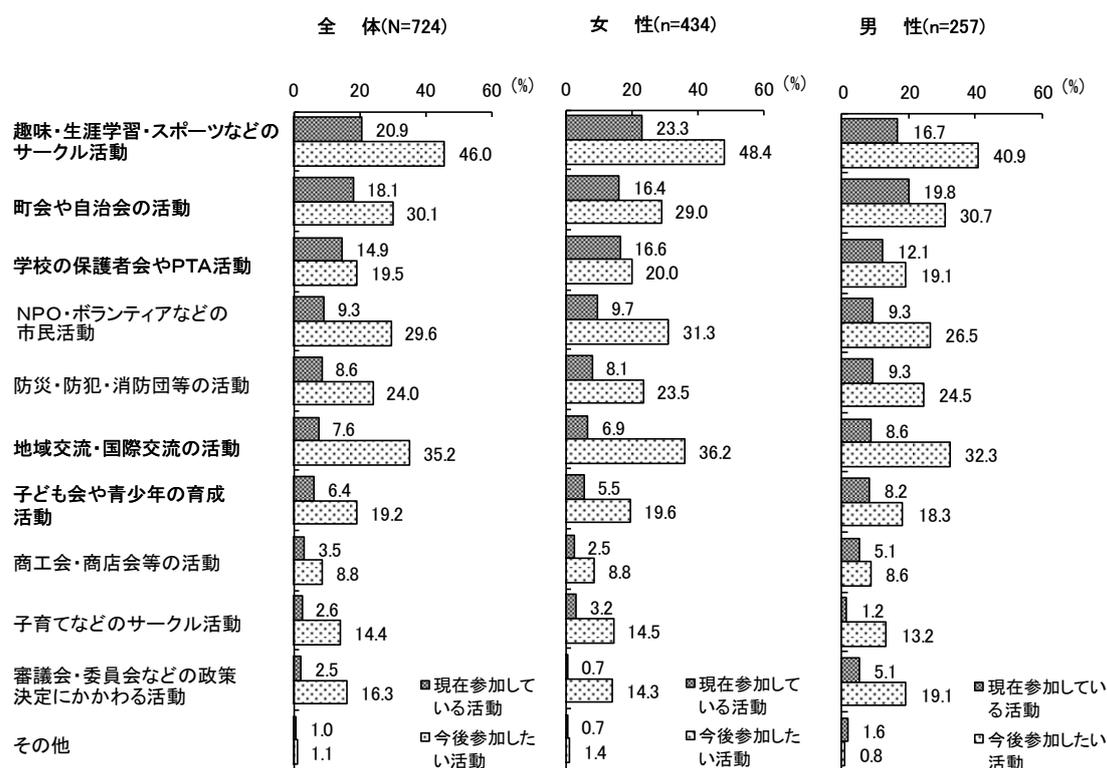
		時間的余裕がないから	どのような活動があるのかわからないから	参加方法がわからないから	人間関係がわずらわしいから	参加したい活動がないから	関心がないから	健康に不安があるから	経済的余裕がないから	
全	体 (n=394)	203 51.5	132 33.5	115 29.2	86 21.8	65 16.5	56 14.2	40 10.2	38 9.6	
性別	女性 (n=230)	122 53.0	83 36.1	76 33.0	47 20.4	30 13.0	24 10.4	22 9.6	18 7.8	
	男性 (n=146)	74 50.7	41 28.1	35 24.0	35 24.0	35 24.0	29 19.9	17 11.6	20 13.7	
性・年代別	女性	20代 (n=20)	12 60.0	12 60.0	12 60.0	4 20.0	4 20.0	5 25.0	1 5.0	0 0.0
		30代 (n=63)	42 66.7	27 42.9	27 42.9	11 17.5	11 17.5	7 11.1	0 0.0	4 6.3
		40代 (n=50)	34 68.0	20 40.0	20 40.0	10 20.0	10 20.0	4 8.0	1 2.0	5 10.0
		50代 (n=35)	24 68.6	14 40.0	14 40.0	7 20.0	7 20.0	4 11.4	1 2.9	6 17.1
		60代 (n=29)	22 75.9	15 51.7	15 51.7	5 17.2	5 17.2	2 6.9	3 10.3	2 6.9
		70代 (n=21)	11 52.4	8 38.1	8 38.1	3 14.3	3 14.3	1 4.8	3 14.3	1 4.8
		80代以上 (n=11)	9 81.8	1 9.1	1 9.1	0 0.0	0 0.0	1 9.1	3 27.3	0 0.0
		男性	20代 (n=13)	11 84.6	6 46.2	6 46.2	1 7.7	1 7.7	3 23.1	1 7.7
	30代 (n=31)		18 58.1	14 45.2	12 38.7	7 22.6	8 25.8	7 22.6	2 6.5	3 9.7
	40代 (n=29)		19 65.5	8 27.6	6 20.7	10 34.5	11 37.9	6 20.7	2 6.9	3 10.3
	50代 (n=24)		10 41.7	5 20.8	3 12.5	6 25.0	7 29.2	6 25.0	2 8.3	4 16.7
	60代 (n=24)		11 45.8	8 33.3	6 25.0	5 20.8	6 25.0	3 12.5	3 12.5	4 16.7
	70代 (n=14)		4 28.6	0 0.0	1 7.1	3 21.4	2 14.3	1 7.1	3 21.4	1 7.1
	居住歴別	3年未満 (n=87)	46 52.9	44 50.6	35 40.2	15 17.2	18 20.7	13 14.9	4 4.6	10 11.5
3年以上～6年未満 (n=70)		41 58.6	21 30.0	18 25.7	19 27.1	12 17.1	9 12.9	3 4.3	8 11.4	
6年以上～10年未満 (n=45)		24 53.3	15 33.3	15 33.3	9 20.0	7 15.6	7 15.6	4 8.9	2 4.4	
10年以上～15年未満 (n=49)		25 51.0	13 26.5	15 30.6	10 20.4	10 20.4	8 16.3	3 6.1	2 4.1	
15年以上～20年未満 (n=28)		18 64.3	10 35.7	10 35.7	6 21.4	2 7.1	2 7.1	1 3.6	1 3.6	
20年以上 (n=71)		32 45.1	16 22.5	10 14.1	17 23.9	9 12.7	9 12.7	18 25.4	11 15.5	
生まれてからずっと (n=37)		15 40.5	10 27.0	10 27.0	8 21.6	6 16.2	6 16.2	7 18.9	4 10.8	

図表2 地域活動に参加していない理由（続き）  
 （全体、性別、性・年代別、居住歴別：複数回答）  
 <地域活動に現在参加していない人>

		[上段:実数、下段:%]				
		か け ど に も く や い か ら	い 家 族 の 協 力 、 理 解 が 得 ら れ な	そ の 他	無 回 答	
全 体 (n=394)		31 7.9	1 0.3	36 9.1	36 9.1	
性別	女 性 (n=230)	25 10.9	0 0.0	24 10.4	17 7.4	
	男 性 (n=146)	6 4.1	1 0.7	10 6.8	16 11.0	
性・年代別	女性	20 代 (n=20)	2 10.0	0 0.0	0 0.0	1 5.0
		30 代 (n=63)	13 20.6	0 0.0	7 11.1	2 3.2
		40 代 (n=50)	3 6.0	0 0.0	5 10.0	1 2.0
		50 代 (n=35)	3 8.6	0 0.0	3 8.6	3 8.6
		60 代 (n=29)	3 10.3	0 0.0	1 3.4	3 10.3
		70 代 (n=21)	1 4.8	0 0.0	2 9.5	5 23.8
		80 代以上 (n=11)	0 0.0	0 0.0	6 54.5	2 18.2
	男性	20 代 (n=13)	0 0.0	0 0.0	2 15.4	0 0.0
		30 代 (n=31)	3 9.7	1 3.2	2 6.5	0 0.0
		40 代 (n=29)	0 0.0	0 0.0	1 3.4	2 6.9
		50 代 (n=24)	0 0.0	0 0.0	1 4.2	4 16.7
		60 代 (n=24)	1 4.2	0 0.0	1 4.2	3 12.5
		70 代 (n=14)	1 7.1	0 0.0	2 14.3	2 14.3
		80 代以上 (n=11)	1 9.1	0 0.0	1 9.1	5 45.5
居住歴別	3 年 未 満 (n=87)	7 8.0	0 0.0	9 10.3	3 3.4	
	3 年以上～6 年 未 満 (n=70)	7 10.0	0 0.0	6 8.6	7 10.0	
	6 年以上～10 年 未 満 (n=45)	5 11.1	1 2.2	4 8.9	3 6.7	
	10 年以上～15 年 未 満 (n=49)	1 2.0	0 0.0	3 6.1	4 8.2	
	15 年以上～20 年 未 満 (n=28)	2 7.1	0 0.0	4 14.3	1 3.6	
	2 0 年 以 上 (n=71)	6 8.5	0 0.0	8 11.3	9 12.7	
	生まれてからずっと (n=37)	3 8.1	0 0.0	1 2.7	7 18.9	

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 地域活動への参加状況・参加意向（全体、性別：複数回答）【参加意向順】



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

## ■取り組むべき課題

より多くの区民が地域活動に参画することを促すとともに、地域活動のリーダー層における女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。

新たな人と人とのつながりが生み出す地域の力を、これからの本区の発展へと導く原動力にして、新しく住まわれた人も本区に愛着を持ち、育まれてきた文化を大切にしつつ、企業や在勤者、ボランティアなど多様な主体との協働により地域とともに歩む都心コミュニティを構築していかなければなりません。

また、これからの国際化の進展を踏まえ、言葉や習慣の違いを超えて人々が互いに尊重し合いながら交流する開かれた地域社会を目指していくことも重要です。

そのためには、地域活動に取り組む団体などを支援するとともに、それらの活動を広く紹介するなど、区民が地域活動に参加するきっかけづくりを行う必要があります。

■ 施策の方向（例）

- ・ 区民の地域活動への参画促進
- ・ リーダーとしての女性の参画の拡大

■ 施策（例：行動計画2013より）

<b>4-2-(1) 地域活動の場の提供と活動支援</b>		
地域で活動する団体などに対し、活動の場の提供や自主的な学習活動を支援します。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	男女共同参画団体の活動への助成	総務課
	協働ステーション中央の運営	地域振興課
	社会教育関係団体への講師派遣	文化・生涯学習課
	シニアセンター（生きがい活動支援室）の提供	高齢者福祉課
<b>4-2-(2) 地域活動のきっかけづくり</b>		
地域活動に参加するきっかけづくりのため、情報提供や研修の充実を図ります。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	男女共同参画リーダー養成研修の実施	総務課
	地域活動リーダーの養成	文化・生涯学習課
	高齢者クラブ等の活性化	高齢者福祉課
	ボランティア活動の普及啓発・支援	社会福祉協議会
<b>4-2-(3)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

## 4-3 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

### ■現状

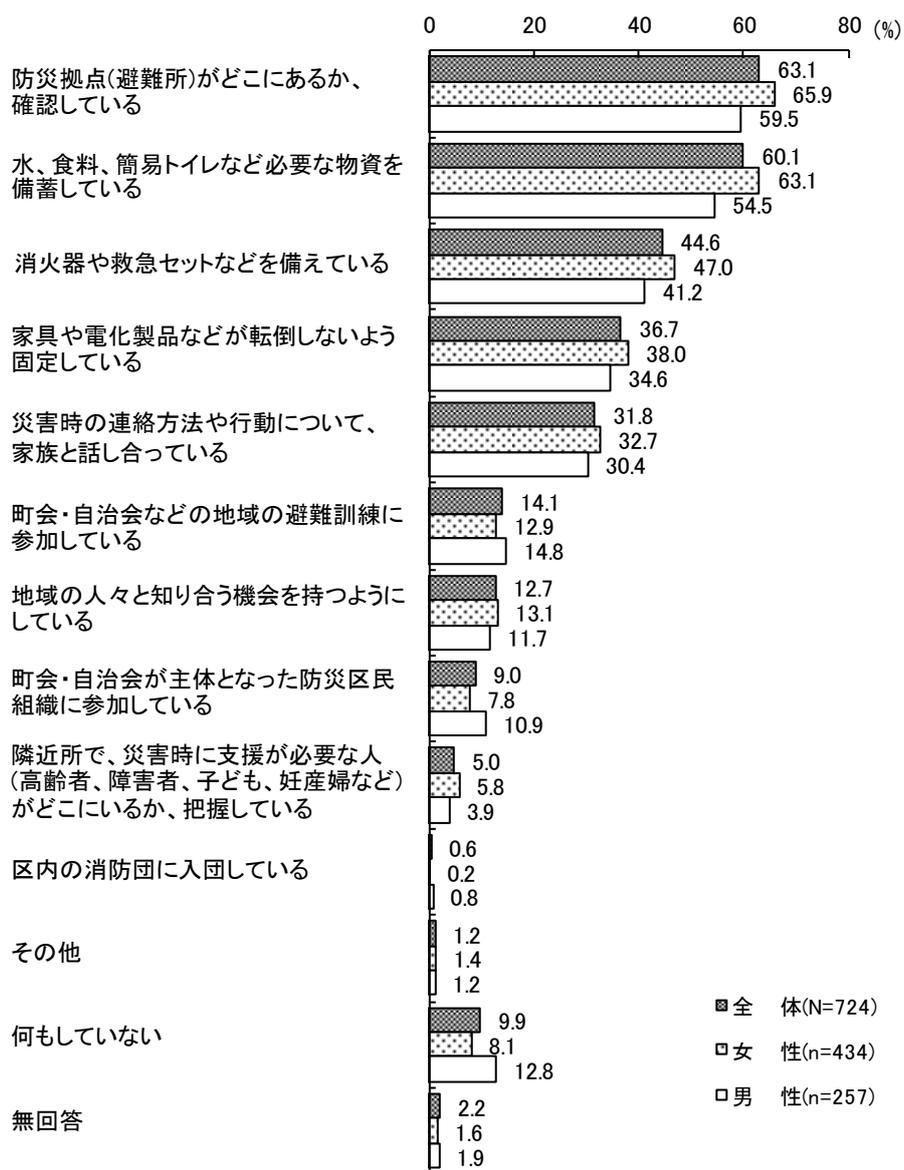
本区では、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を拡大するため、中央区防災会議の委員に女性を登用し、さまざまな意見を反映しています。また、防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーに複数の女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけるとともに必要な備蓄品や資器材を配備しています。さらに、各防災拠点運営委員会には、女性の視点に配慮した運営をお願いしています。

区アンケートによれば、いざという時に備えて日頃から取り組んでいることは、「防災拠点（避難所）がどこにあるか、確認している」、「水、食料、簡易トイレなど必要な物資を備蓄している」が6割程度と多くなっています。性別にみると、全般的に女性は男性に比べ、日頃からの取り組みの割合が高くなっています。しかし、「町会・自治会が主体となった防災区民組織に参加している」、「町会・自治会などの地域の避難訓練に参加している」の2項目では、男性よりやや低くなっています。

地域の防災対策において重要なことは、「災害や防災に関する知識の取得を進める」が最も多く、次いで「女性の視点を生かし、災害備蓄品を準備する」、「防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる」となっています。

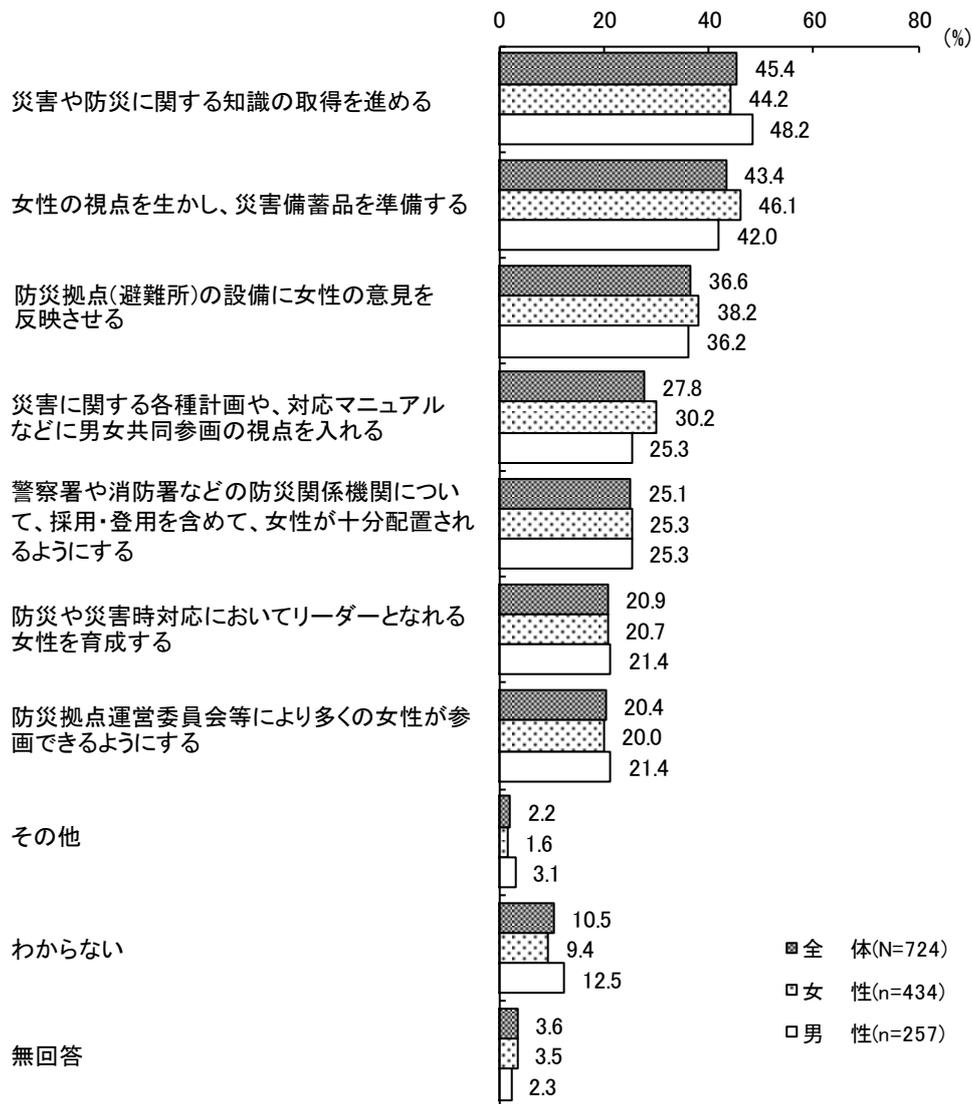
防災拠点（避難所）の運営において男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があることは、「男女別の配慮などによる防災拠点（避難所）のプライバシー確保（トイレ、更衣室、物干し場所等）」が最も多く、次いで「妊産婦や育児中の女性への配慮（授乳室の設置等）」、「女性用品の配布の際の配慮」となっています。

図表1 いざという時に備えて日頃から取り組んでいること（全体、性別：複数回答）



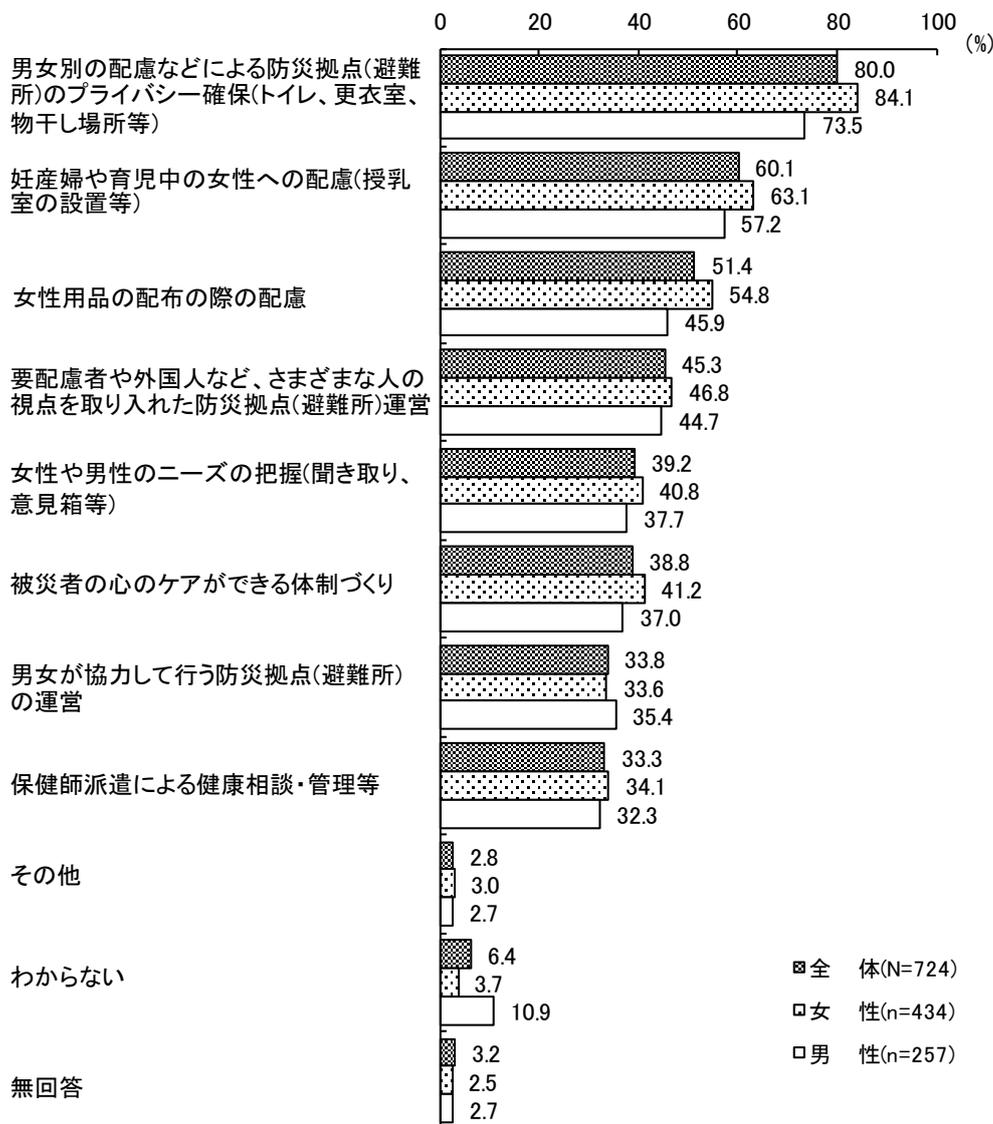
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 地域の防災対策において重要なこと（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表3 防災拠点（避難所）の運営において男女共同参画の視点到に配慮して取り組む必要があること（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

## ■取り組むべき課題

避難所の開設・運営においては、男女のニーズの違いや子育て世代等のニーズに配慮することが必要であり、熊本地震や東日本大震災の経験等からも男女共同参画の視点が欠かせないものとなっています。

特に、女性や子育て世代にとって避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災時の肉体的・精神的負担を緩和することが重要です。

## ■施策の方向（例）

- ・ 地域防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・ 防災対策における男女共同参画の推進

## ■施策（例：行動計画2013より）

<b>4-3-(1) 防災対策における女性の参画拡大</b>		
地域防災に関する政策・方針決定過程からの女性の参画を進めます。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	地域防災計画における女性の参画	防災課
	防災拠点運営委員会における男女共同参画の推進	防災課
<b>4-3-(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策</b>		
平時からの備えとして、男女共同参画の視点を取り入れた防災組織づくり、物資の整備を進めます。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	防火防災女性の会の運営支援	防災課
	防災訓練への参加促進	防災課
	男女に配慮した物資の整備	防災課
<b>4-3-(3)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

**基本目標5**

**男女共同参画の実現に向けた  
人材育成と拠点施設の活用**

男女共同参画社会の実現には、一人一人が仕事や生活などあらゆる場面で男女共同参画を推進していくとともに、社会全体にその理念を広げていくことが必要です。

男女共同参画社会の実現には、区としての取り組みに加え、区民にとって身近な暮らし、仕事の場である地域に根差した草の根からの取り組みが重要です。

国際化の進展など社会経済情勢の変化や区民一人一人の多様なニーズや価値観により、新たに生じてくるさまざまな地域課題を解決するため、NPOやボランティア団体、企業などの社会貢献活動はその重要性を増しています。

こうした団体は、子育て支援など目的を限って活動していることが多いことから、その活動を地域の需要に結び付けることが重要になります。

女性センター「ブーケ21」は、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしています。

今後、女性センター「ブーケ21」のさらなる活用を図り、区民や事業所に向けて、男女共同参画に関するさまざまな情報を発信していくとともに、団体間の活動をつなげていく役割を果たすことが求められています。

そのため、「地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成」、「女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携」を取り組むべき課題としました。

**女性センター「ブーケ21」の認知度の変化**

(%)

	件数	日頃、頻繁に施設を利用している	たまに利用している、または利用したことがある	講演会、セミナー、中央区ブーケ祭りなどで訪れたことがある	利用したことはないが、活動内容は知っている	利用したことはなく、活動内容も知らないが、施設があることは知っている	施設があることを知らない
平成28年調査	N=724	0.1	3.0	3.2	11.3	34.3	43.4
平成24年調査	N=739	1.1	3.8	3.5	8.4	36.4	44.0
平成19年調査	N=778	0.3	2.6	3.0	8.7	34.3	49.4

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年、平成24年、平成19年）

## 5-1 地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成

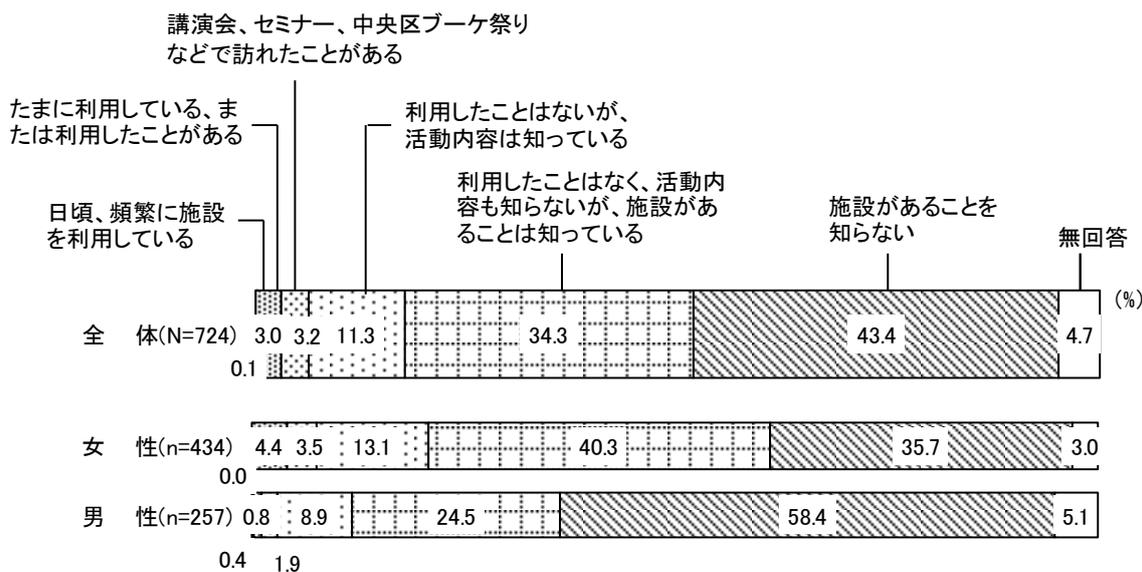
### ■現状

女性センター「ブーケ21」は、男女共同参画の推進を目指して活動する人を支援するため、平成5（1993）年に開設し、男女共同参画に関する情報提供、団体に対する活動支援、女性相談などを行ってきました。

区アンケートによれば、女性センター「ブーケ21」の存在は知っているが利用していない人が半数近くを占めており、施設があることを知らない人は、女性は3割台、男性は6割近くとなっています。また、居住歴3年未満の人では、施設があることを知らない人が7割台となっています。

区アンケートによれば、女性センター「ブーケ21」で実施している事業の中で、今後利用したいものは、女性相談、ブーケ祭り、講演会・セミナーなどとなっています。

図表1 女性センター「ブーケ21」の認知度（全体、性別）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表2 女性センター「ブーケ21」の認知度（全体、性別、居住地域別、居住歴別）  
 <利用層>、<認知・非利用層>、<非認知層>

[上段:実数、下段:%]

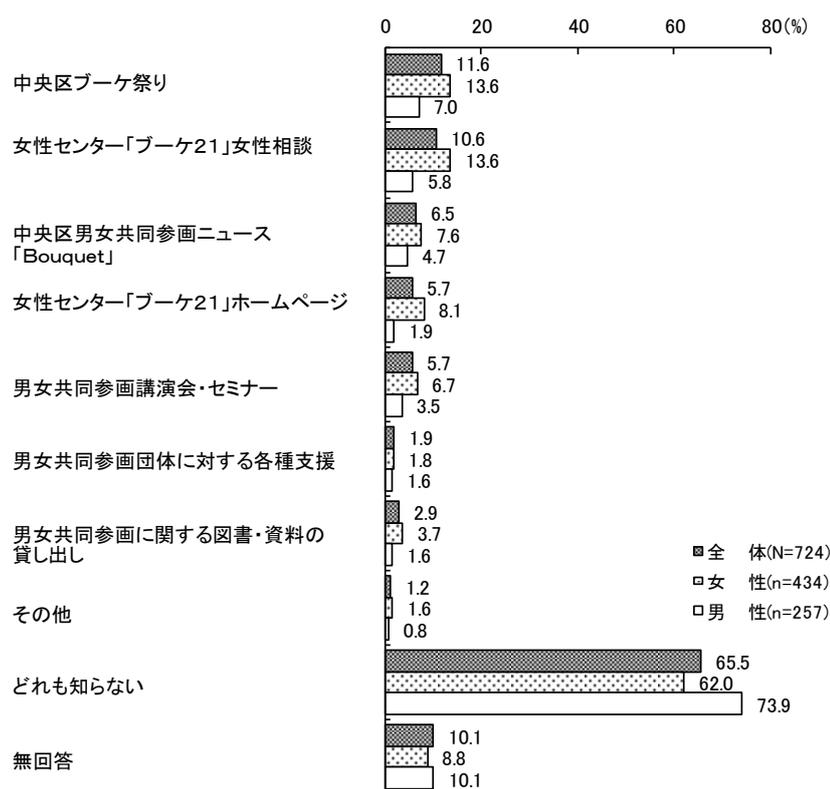
		利用層	認知・非利用層	非認知層	無回答
全 体 (N=724)		46	330	314	34
		6.3	45.6	43.4	4.7
性別	女 性 (n=434)	34	232	155	13
		7.9	53.4	35.7	3.0
男 性 (n=257)	8	86	150	13	
		3.1	33.4	58.4	5.1
居住地域別	京 橋 地 域 (n=155)	16	86	47	6
		10.3	55.5	30.3	3.9
	日 本 橋 地 域 (n=227)	10	91	120	6
	4.4	40.1	52.9	2.6	
月 島 地 域 (n=329)	18	149	144	18	
	5.4	45.3	43.8	5.5	
居住歴別	3 年 未 満 (n=122)	1	28	93	0
		0.8	23.0	76.2	0.0
	3 ~ 6 年 未 満 (n=101)	4	39	56	2
		4.0	38.6	55.4	2.0
	6 ~ 1 0 年 未 満 (n=92)	8	46	37	1
		8.7	50.0	40.2	1.1
	1 0 ~ 1 5 年 未 満 (n=106)	1	52	51	2
	0.9	49.1	48.1	1.9	
1 5 ~ 2 0 年 未 満 (n=56)	6	35	11	4	
	10.8	62.5	19.6	7.1	
2 0 年 以 上 (n=152)	17	80	44	11	
	11.2	52.6	28.9	7.2	
生 ま れ て か ら ず と (n=81)	7	46	18	10	
	8.6	56.8	22.2	12.3	

【利用層】  
 「日頃、頻繁に施設を利用している」  
 +「たまに利用している、利用したことがある」+講演会、セミナー、ブーケ祭りなどで訪れたことがある」

【認知・非利用層】  
 「利用したことはないが、活動内容は知っている」+「利用したことも内容も知らないが、施設があることは知っている」

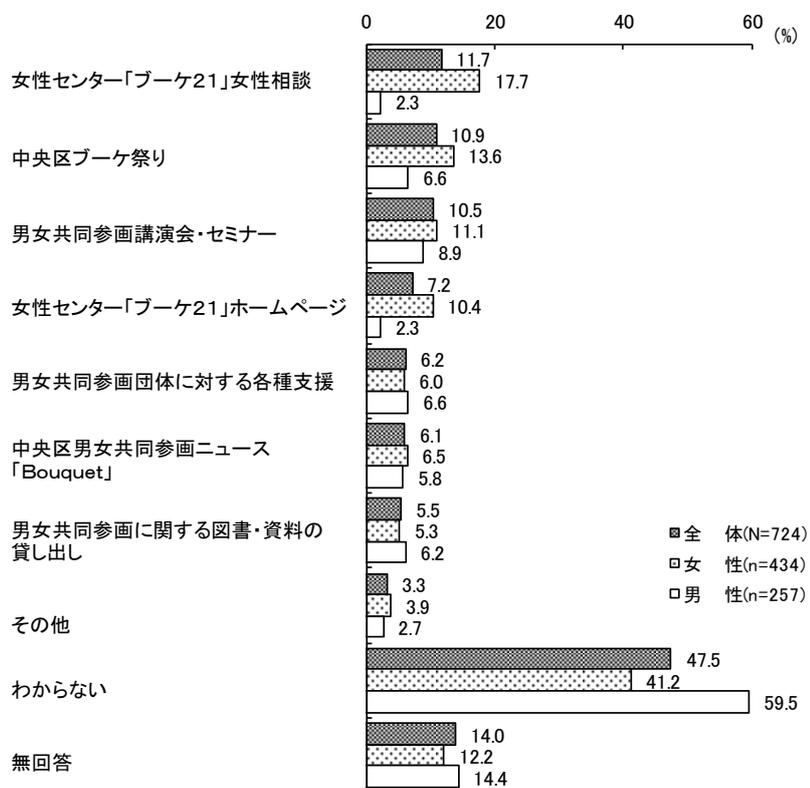
【非認知層】  
 「施設があることを知らない」

図表3 女性センター「ブーケ21」事業の認知度（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

図表4 女性センター「ブーケ21」事業の利用意向（全体、性別：複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（平成28年）

■取り組むべき課題

男女共同参画社会づくりの拠点として、区民へ男女共同参画に関する情報を積極的に発信し、女性センター「ブーケ21」の利用促進を図ることが必要です。

男女共同参画社会の実現には、男性の理解も欠かせないことから、男性に対しても、また地域のさまざまな団体に対しても女性センター「ブーケ21」の利用を積極的に働きかけていく必要があります。

■施策の方向（例）

- ・男女共同参画社会づくりの拠点として、さまざまな主体との連携による地域の課題解決
- ・さまざまな主体に向けた、女性センター「ブーケ21」の利用促進

■施策（例：行動計画2013より）

<b>5-1-(1) 男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」</b>		
男女共同参画社会の実現に向けた男女別のニーズに 応え、女性センター「ブーケ21」 のさらなる活用を図ります。	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>
	中央区ブーケ祭りの充実	総務課
	女性相談の充実（再掲）	総務課
	男女共同参画講座（男性対象）の充実（再掲）	総務課
	研修室等の利用促進	総務課
<b>5-1-(2)</b>		
	<b>進捗管理事業</b>	<b>所管課</b>

## 5-2 女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携

### ■現状

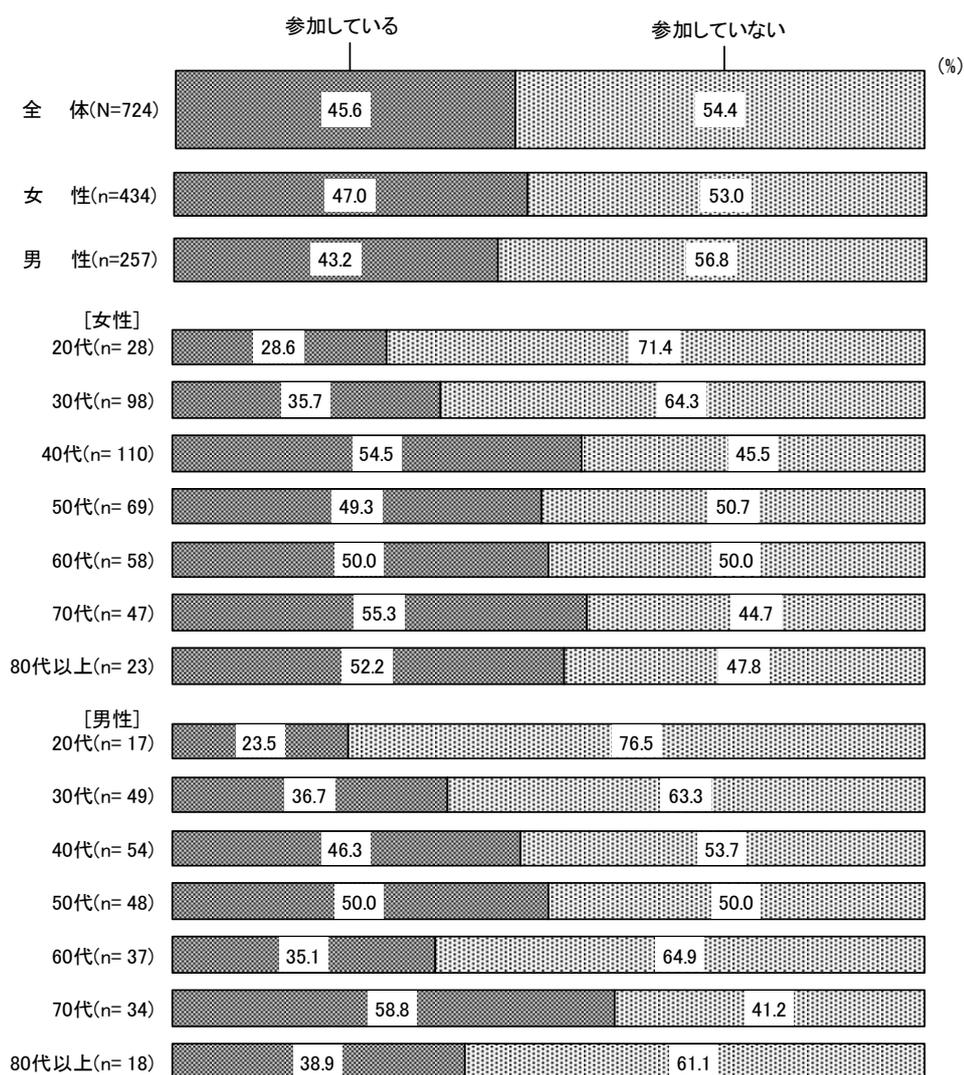
NPO、ボランティア団体、PTA、町会・自治会、商店街など身近な地域社会においては、働く世代の多くは仕事に追われて、地域の活動に参加することが難しい状況にあります。

女性が中心となって地域の活動を行っている場合も多い一方、団体における会長などの役職については、自営業や職を退いた男性がその多くを占めています。

区アンケートによれば、女性は男性に比べて地域活動への参加率が全体的に高く、サークル活動をはじめ、町会・自治会、子育てなどさまざまな活動に参加しており、特に40代から70代は5割の参加率であり、積極的に地域社会に関わっています。

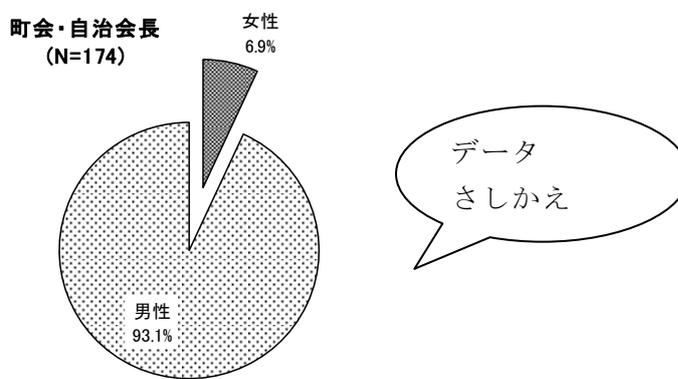
本区の町会・自治会長に占める女性の割合は現在●.●%となっています。

図表1 地域活動への参加状況（全体、性別、性・年代別）



※活動に「参加している」と1つ以上回答した人を<参加している>、1つも回答しなかった人を<参加していない>とした。

図表2 町会・自治会の会長に占める女性の割合（中央区）



平成24年4月1日現在

## ■取り組むべき課題

地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行う必要があります。

また、地域で活動する団体の活動支援を図るとともに、団体間の活動をつなげていくことが必要です。

## ■施策の方向（例）

- ・地域のさまざまな場面で活躍する女性リーダーの育成
- ・地域で活動する団体の支援

## ■施策（例：行動計画2013より）

5-2-(1) 地域活動における女性リーダーの育成			
地域のさまざまな場面で活躍する女性リーダーの育成を図ります。	進捗管理事業	所管課	
		男女共同参画リーダー養成研修の実施（再掲）	総務課
5-2-(2) 女性センター「ブーケ21」利用団体に対する支援			
女性センター「ブーケ21」を拠点として、地域で活動する団体を支援します。	進捗管理事業	所管課	
		集会施設利用時の託児室利用	総務課
		団体活動紹介ブースの設置	総務課
		男女共同参画団体の活動への助成（再掲）	総務課
		交流・発表の場の提供（中央区ブーケ祭り、ロビーコンサートなど）	総務課
5-2-(3)			
	進捗管理事業	所管課	

## Ⅲ 計画の推進に向けて

### 1 計画推進体制の充実

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策や事業に男女共同参画の考え方が反映される必要があります。本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理に努めます。

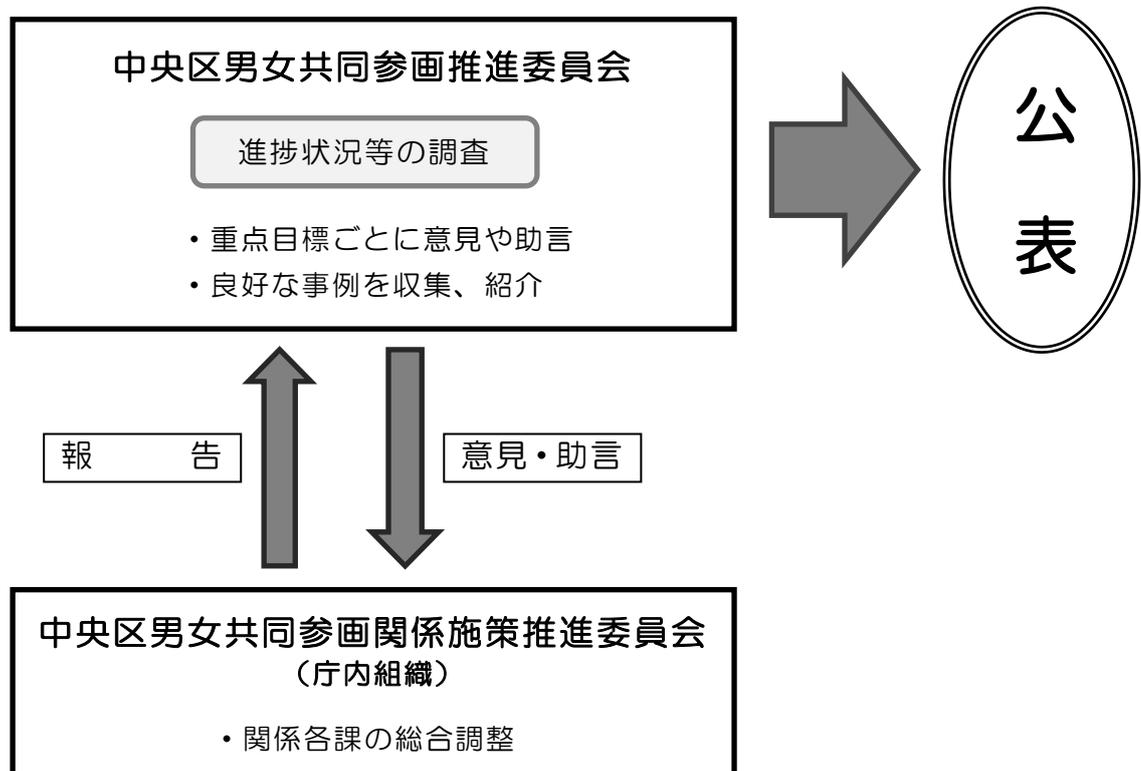
#### (1) 男女共同参画推進委員会の役割

公募区民や学識経験者、区内関係団体代表などで構成する男女共同参画推進委員会は、男女共同参画の視点から可能な限り男女別データなどを活用し、本計画に基づく施策や事業の取り組み状況を確認して、区に対して意見や助言を行います。

また、取り組みの中で良好な事例などを収集、紹介することによって、他の事業などにも反映させます。

#### (2) 男女共同参画関係施策推進委員会の役割

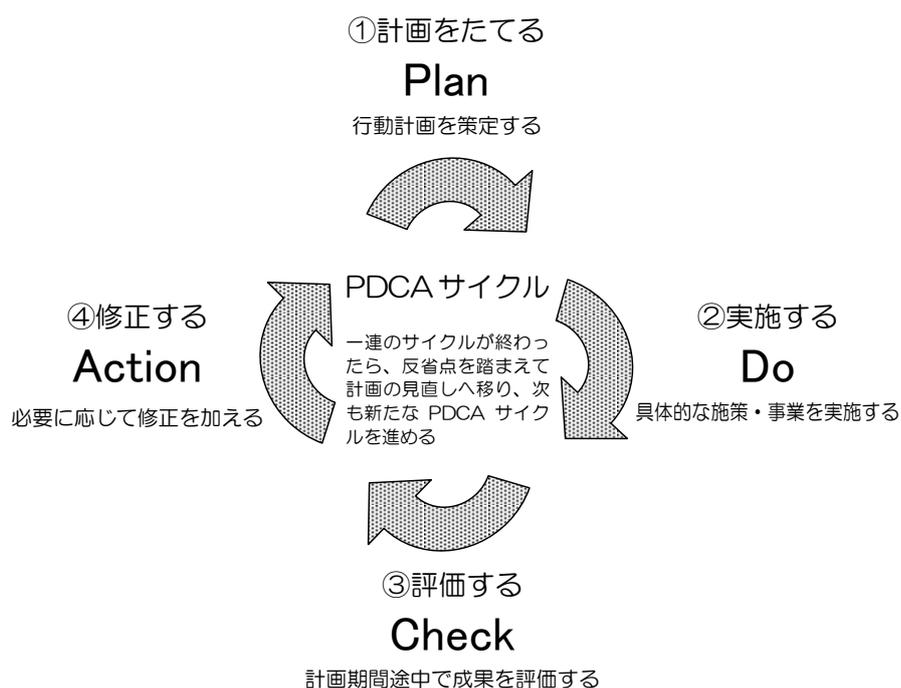
男女共同参画関係施策推進委員会・同幹事会では、区の男女共同参画施策の総合的な推進を図るため、関係各課の総合調整を行います。



### (3) 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。本計画（Plan）に基づき、事業を実施（Do）し、進捗状況を把握・点検し、評価を行い（Check）、結果の公表と必要な修正をしていく（Action）、いわゆるPDCAサイクルを繰り返しながら、効果的に実施していきます。

なお、進捗状況調査の結果は、区民に対し公表していきます。



## 2 区民、NPO など・事業所との協働による計画の推進

### (1) 区民、団体、NPO などとの協働

本計画の進捗状況の管理と関連施策に対する意見や助言を行っていく男女共同参画推進委員会は公募区民や区内関係団体代表が委員となっており、区民の視点を十分に取り入れていくことができます。

また、本計画の進捗状況の公表や、区民事業協カスタッフの参画による男女共同参画情報誌や講演会・講座の企画運営を実施するなど、あらゆる手法での区民参画の機会拡大と、関係団体、NPO 法人、ボランティア団体などの協働を図っていきます。

## (2) 事業所の取り組み促進

平成 19（2007）年に施行された改正男女雇用機会均等法では、性別を理由とする差別の禁止、婚姻、妊娠・出産などを理由とする解雇その他不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置などが定められました。また、平成 28（2016）年に改正された男女雇用機会均等法、育児・介護休業法では、妊娠・出産等に関する上司や同僚からの嫌がらせの防止措置を講ずることが新たに定められました。

女性も男性も、性別に関わりなく、自らの個性と能力を発揮し、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、事業所が差別のない職場づくり、働き方の見直し、女性管理職の積極的な登用などに取り組むことが大変重要です。

そのため、区では事業所の男女共同参画推進に向けた取り組みを促す啓発・情報提供や各種支援を行い、事業所に強く働き掛けていきます。

## 3 区職員に対する男女共同参画の理解徹底

本区において、男女共同参画社会を実現していくためには、区民に直接接する区職員一人一人が男女共同参画に関する意識を高め、実践していくとともに、区組織における男女共同参画を推進していく必要があります。

国は、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、各地方公共団体の実情に即し、主体的に数値目標を設定するなど積極的に取り組みを推進するよう要請するとともに、将来指導的地位を担うことが期待される人材プールを確保することを求めています。

区職員が男女共同参画の理解を深め、区民にとっての模範となっていくよう啓発・研修に努めるとともに、管理監督職への昇任意欲を持つ女性職員を増やし、本区の政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

## 4 国、東京都との連携

企業に対する雇用・労働条件に関する男女格差解消への働き掛けや、女性の再就職に関わる支援、配偶者等からの暴力などの被害者の広域的な保護支援ネットワークの整備など、区独自には解決できない諸課題の解決に向けて、国や東京都に対し、法整備や各種制度の拡充などを積極的に要望していくとともに、他自治体や各関係機関と密接な情報交換や協力・連携を行っていきます。